水質汚濁防止法に基づく

届出の手引き

令和７年（2025 年）12 月

北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課

目　　次

第１　水質汚濁防止法の概要 …… 1

１　水質汚濁防止法の目的 …… 1
２　水質汚濁防止法で使用している用語の定義 …… 1
３　排出水の排出の規制等 …… 4
４　事業者の義務及び責務…… 4
５　行政権限 …… 7
６　罰則 …… 9
７　水質汚濁防止法による規制の体系 …… 9
８　関係法令等 …… 10
図　水質汚濁防止法の体系 …… 11

第２　特定施設 …… 12

政令で定められている特定施設一覧表 …… 12

第３　排水基準等 …… 20

１　環境大臣が環境省令で定める排水基準（一律排水基準） …… 21
（１）有害物質に係る排水基準 …… 21
（２）生活環境項目に係る排水基準 …… 22
（３）暫定基準１（窒素含有量、燐含有量関係） …… 23
（４）暫定基準２（ほう素、ふっ素、アンモニア等関係）…… 24
（５）暫定基準３（亜鉛含有量関係） …… 26
（６）暫定基準４（六価クロム化合物関係） …… 26
（７）窒素・燐に係る排水基準適用対象湖沼 …… 27
（８）窒素・燐に係る排水基準適用対象海域 …… 29
２　北海道が条例で定める排水基準（上乗せ排水基準） …… 30
（１）有害物質に係る排水基準 …… 30
（２）生活環境項目に係る排水基準 …… 32
（３）生活環境項目・有害物質に係る排水基準 …… 43
（参考）適用区域の範囲 …… 44
３　特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件 …… 45

第４　構造等規制制度 …… 46

１　概要 …… 46
（１）設置者の義務 …… 46
（２）「新設の施設」と「既設の施設」の適用について …… 46
２　構造等に関する基準及び定期点検の方法 …… 47
（１）構造、設備及び使用の方法に関する基準 …… 47
（２）定期点検の方法等 …… 50

第５　届出 …… 55

１　届出の概要 …… **55**
（１）届出の種類 …… 55
（２）届出の手続き …… 57
（３）届出に必要な書類 …… 58
２　届出書の記載要領と記載例 …… **59**
（１）特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の設置届（法第５条）、構造等の変更届(法第７条)、使用届(法第６条)の記載要領… 59
（２）氏名等変更届(法第 10 条)の記載要領 …… 63
（３）特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届(法第 10 条)の記載要領 …… 63
（４）承継届(法第 11 条)の記載要領 …… 63

第６　公害防止管理者制度 …… 64

１　公害防止管理者制度の目的 …… **64**
２　特定工場とは …… **64**
３　対象施設（水質汚濁防止法関係） …… **64**
４　公害防止管理者等の選任、届出等 …… **64**
（１）公害防止管理者等の種類について …… 66
（２）公害防止組織の体系について …… 68
（３）選任について …… 68
（４）届出について …… 68
５　行政権限 …… **69**
（１）公害防止管理者等の解任命令 …… 69
（２）立入検査等 …… 69
６　公害防止管理者の資格取得の方法 …… **69**
（１）国家試験の受験 …… 69
（２）資格認定講習の受講 …… 69

記載例編

設置届出書
記載例１　水産加工業…… 記載例編 １～10
記載例２　旅館業 …… 記載例編 11～18
記載例３　畜産農業 …… 記載例編 19～27
記載例４　クリーニング業① …… 記載例編 28～41
記載例５　クリーニング業② …… 記載例編 42～48
記載例６　写真現像業 …… 記載例編 49～55
記載例７　有害物質貯蔵指定施設 …… 記載例編 56～62

氏名等変更届出書記載例 …… 記載例編 63
使用廃止届出書記載例 …… 記載例編 64
承継届出書記載例 …… 記載例編 65

届出様式

水質汚濁防止法関係
特定工場の公害防止組織の整備に関する法律関係
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る事務処理要領関係

第１　水質汚濁防止法の概要

１　水質汚濁防止法の目的（法第１条）

この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としています。

２　水質汚濁防止法で使用している用語の定義

（１）　公共用水域（法第２条）

「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいいます。

なお、本法上の「公共用水域」には、下水道法第２条第３号及び第４号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第６号に規定する終末処理場を設置しているものは含まれません。

（２）　特定施設（法第２条）

「特定施設」とは、次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいいます。

ア　人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。

イ　水の汚染状態（熱によるものを含み、アに規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目（以下「生活環境項目」という。）に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。現在、政令で定める特定施設は、p.12「第２　特定施設」に掲げるとおりです。

ア　人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（有害物質）（政令第２条）

1　カドミウム及びその化合物 2　シアン化合物 3　有機燐化合物（ジエチルパラニトロフエニルチオホスフエイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフエニルチオホスフエイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフエニルチオノベンゼンホスホネイト（別名ＥＰＮ）に限る。） 4　鉛及びその化合物 5　六価クロム化合物 6　砒素及びその化合物 7　水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 8　ポリ塩化ビフェニル 9　トリクロロエチレン 10　テトラクロロエチレン 11　ジクロロメタン 12　四塩化炭素	13　1,2-ジクロロエタン 14　1,1-ジクロロエチレン 15　1,2-ジクロロエチレン 16　1,1,1-トリクロロエタン 17　1,1,2-トリクロロエタン 18　1,3-ジクロロプロペン 19　テトラメチルチウラムジスルフイド（別名チウラム） 20　2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン） 21　S-4-クロロベンジル=N･N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ） 22　ベンゼン 23　セレン及びその化合物 24　ほう素及びその化合物 25　ふっ素及びその化合物 26　アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 27　塩化ビニルモノマー 28　1,4-ジオキサン

イ　水の汚染状態を示す項目(生活環境項目)(政令第３条)

1　水素イオン濃度 2　生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量 3　浮遊物質量 4　ノルマルヘキサン抽出物質含有量 5　フェノール類含有量 6　銅含有量 7　亜鉛含有量 8　溶解性鉄含有量 9　溶解性マンガン含有量 10　クロム含有量 11　大腸菌数 12　窒素又は燐の含有量（湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがあるとして環境大臣が定める湖沼・海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に限ります。）

（３）　有害物質使用特定施設（法第２条）

「有害物質使用特定施設」とは、特定施設のうち、有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設をいいます。

（４）　特定事業場（法第２条）

「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場をいいます。

（５）　有害物質使用特定事業場（法第２条）

「有害物質使用特定事業場」とは、有害物質使用特定施設を設置する特定事業場をいいます。

（６）　汚水等（法第２条）

「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液をいいます。

（７）　排出水（法第２条）

「排出水」とは、特定事業場全体から公共用水域に排出される水をいいます。（設置されている特定施設からの排水だけではなく、特定施設以外の施設からの排水も含めて「排出水」として規制の対象となります雨水専用排水口や雑排水専用排水口から公共用水域に排出される水も「排出水」です。）

（８）　排水口（法第８条）

「排水口」とは、排出水を排出する場所をいいます。

（９）　特定地下浸透水（法第２条）

「特定地下浸透水」とは、有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等(これを処理したものを含む。)を含むものをいいます。

(10)　指定施設（法第２条）

「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（以下「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいいます。

○　有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(指定物質)(政令第３条の３)

1　ホルムアルデヒド	35　1,3-ジチオラン-二-イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
2　ヒドラジン	36　チオりん酸Ｏ・Ｏ-ジエチル-Ｏ-（2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル）（別名ダイアジノン）
3　ヒドロキシルアミン	37　チオりん酸Ｏ・Ｏ-ジエチル-Ｏ-（5-フエニル-3-イソオキサゾリル）（別名イソキサチオン）
4　過酸化水素	38　4-ニトロフエニル-2,4,6-トリクロロフエニルエーテル(別名クロルニトロフエン又はＣＮＰ）
5　塩化水素	39　チオりん酸Ｏ・Ｏ-ジエチル-Ｏ-（3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル）（別名クロルピリホス）
6　水酸化ナトリウム	40　フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）
7　アクリロニトリル	41　エチル=（Ｚ）-3-［Ｎ-ベンジル-Ｎ-［［メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ］チオ］アミノ］プロピオナート（別名アラニカルブ）
8　水酸化カリウム	42　1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3ａ,4,7,7ａ-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1Ｈ-インデン（別名クロルデン）
9　アクリルアミド	43　臭素
10　アクリル酸	44　アルミニウム及びその化合物
11　次亜塩素酸ナトリウム	45　ニッケル及びその化合物
12　二硫化炭素	46　モリブデン及びその化合物
13　酢酸エチル	47　アンチモン及びその化合物
14　メチル-ターシヤリ-ブチルエーテル（別名ＭＴＢＥ）	48　塩素酸及びその塩
15　硫酸	49　臭素酸及びその塩
16　ホスゲン	50　クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。)
17　1,2-ジクロロプロパン	51　マンガン及びその化合物
18　クロルスルホン酸	52　鉄及びその化合物
19　塩化チオニル	53　銅及びその化合物
20　クロロホルム	54　亜鉛及びその化合物
21　硫酸ジメチル	55　フエノール類及びその塩類
22　クロルピクリン	56　1,3,5,7-テトラアザトリシクロ［3,3,1,1(3,7)］デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）
23　りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル（別名ジクロルボス又はＤＤＶＰ）	57　アニリン
24　ジメチルエチルスルフイニルイソプロピルチオホスフエイト（別名オキシデプロホス又はＥＳＰ）	58　ペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ）及びその塩
25　トルエン	59　ペルフルオロ（オクタン――スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）及びその塩
26　エピクロロヒドリン	60　直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
27　スチレン	
28　キシレン	
29　パラ-ジクロロベンゼン	
30　Ｎ-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフエニル（別名フエノブカルブ又はＢＰＭＣ）	
31　3,5-ジクロロ-Ｎ-（1,1-ジメチル-2-プロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）	
32　テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はＴＰＮ）	
33　チオりん酸Ｏ・Ｏ-ジメチル-Ｏ-（3-メチル-4-ニトロフエニル）（別名フエニトロチオン又はＭＥＰ）	
34　チオりん酸Ｓ-ベンジル-Ｏ・Ｏ-ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はＩＢＰ）	

(11)　指定事業場（法第 14 条の２）

「指定事業場」とは、指定施設を設置する工場又は事業場をいいます。

(12)　有害物質貯蔵指定施設（法第５条）

法施行令第２条に規定する物質（有害物質）を含む液状の物を貯蔵する指定施設をいいます。

（生産工程の中に一体として組み込まれ、一時的に有害物質が通過したり貯留したりする工程タンク等、生産施設と一体となった施設については生産施設とみなされ、一般的には有害物質貯蔵指定施設に該当しません。）

(13)　有害物質貯蔵指定事業場（法第 14 条の３）

「有害物質貯蔵指定事業場」とは、有害物質貯蔵指定施設を設置する指定事業場をいいます。

(14)　貯油施設等（法第２条）

「貯油施設等」とは、原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油及び動植物油（以下「油」といいます。）を貯蔵する貯油施設、又は油を含む水を処理する油水分離施設をいいます。

(15)　貯油事業場等（法第 14 条の２）

「貯油事業場等」とは、貯油施設等を設置する工場又は事業場をいい、特定事業場・指定事業場以外の事業場も該当します。

３　排出水の排出の規制等(p. 20「第３　排水基準等」参照)

（１）　排出水の濃度規制（法第３条、第 12 条）

特定事業場から公共用水域に排出される水（排出水）には、有害物質及び生活環境項目について、全国一律の排水基準（一律排水基準）が定められています。

また、この一律排水基準では水質の汚濁防止が十分でない公共用水域については、条例で一律排水基準よりも厳しい基準（上乗せ排水基準）を定められることになっています。

道では、この規定に基づき上乗せ排水基準を設定し、排水規制を実施しています。

（２）　有害物質を含む特定地下浸透水の浸透の制限（法第 12 条の３）

有害物質使用特定事業場から水を排出する者は、環境大臣が定める方法により有害物質による汚染状態を検定した場合に当該有害物質が検出される特定地下浸透水の地下への浸透が禁止されています。（p. 45「３　特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件」参照）

４　事業者の義務及び責務

次のいずれかに該当する者は、(1)の届出義務の他、施設により(2)から(6)の遵守義務が課せられています。

① 特定施設（有害物質使用特定施設を含む）を設置し、工場又は事業場から公共用水域へ水※を排出する者。
　※ 設置されている特定施設からの排水だけではなく、特定施設以外の施設からの排水も含む。
② 有害物質使用特定施設を設置し、工場又は事業場から特定地下浸透水を地下に浸透させる者。
③ 有害物質使用特定施設（①及び②を除く）を設置する者。
④ 有害物質貯蔵指定施設を設置する者。

また、特定事業場、指定事業場及び貯油事業場等の設置者には、（７）の事故時の措置の義務が課せられています。

さらに、特定事業場の設置者等に限らず全ての事業者は、その事業活動に伴う水質の汚濁の防止のために（８）の責務が課せられています。

（１）　特定施設等（有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設）の設置等の届出義務（p.55「第５　届出」参照）

①　特定施設等の設置の届出（法第５条第１項、第２項又は第３項）
②　特定施設等の構造等の変更の届出（法第７条）
③　特定施設等の使用の届出（法第６条第１項）
④　氏名等の変更の届出（法第 10 条）
⑤　特定施設等の使用廃止の届出（法第 10 条）
⑥　特定施設等の承継の届出（法第 11 条）

（２）　排水基準の遵守及び有害物質を含む特定地下浸透水を地下へ浸透させないこと（法第 12 条、第 12 条の３）

排出水を排出する者は、特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならないこととなっています。

また、有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、環境大臣が定める方法により有害物質による汚染状態を検定した場合に当該有害物質が検出される特定地下浸透水を浸透させてはならないこととなっています。

※「環境大臣が定める方法」＝「水質汚濁防止法施行規則第６条の２の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」（平成元年８月 21 日公布、環境庁告示第 39 号）

（３）　有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る構造基準等の遵守義務（法第 12 条の４）　（p.46「第４　構造等規制制度」参照）

有害物質使用特定施設を設置している者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該特定施設又は指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法について、環境省令で定める基準を遵守しなければなりません。

（４）　排出水等の自主測定の義務（法第 14 条第１項）

排出水を排出する者又は特定地下浸透水を浸透させる者は、次により当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければなりません。

①　排出水の汚染状態の測定

(ｱ)　当該事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、「特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置（使用、変更）届出書」の様式第１別紙４「排出水の汚染状態及び量」により届け出た項目については１年に１回以上測定を行うこと。ただし、旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定のうち、次の項目については３年に１回以上測定を行うこと。

・砒素及びその化合物	・ほう素及びその化合物	・ふっ素及びその化合物
・水素イオン濃度（pH）	・銅含有量	・亜鉛含有量
・溶解性鉄含有量	・溶解性マンガン含有量	・クロム含有量

(ｲ)　当該事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、(ｱ)以外の項目については必要に応じて測定を行うこと。

(ｳ)　測定は、排水基準の検定方法により行うこと。

※「排水基準の検定方法」＝「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和 49 年９月 30 日公布、環境庁告示第 64 号）

②　特定地下浸透水の汚染状態の測定

(ｱ)　有害物質のうち「特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置（使用、変更）届出書」の様式第１別紙９「汚水等の処理の方法」により届け出た項目については１年に１回以上測定を行うこと。

(ｲ)　有害物質のうち、(ｱ)以外の項目については必要に応じて測定を行うこと。

(ｳ)　測定は、環境大臣が定める方法により行うこと。

※「環境大臣が定める方法」＝「水質汚濁防止法施行規則第６条の２の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」（平成元年８月 21 日公布、環境庁告示第 39 号）

③　測定のための試料は、測定しようとする排出水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪

いと推定される時期及び時刻に採取すること。

④　測定の結果は、規則様式８による水質測定記録表により記録すること。ただし、計量法に基づく計量証明の事業の登録を受けたものから規則様式８の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した証明書（計量証明書）の交付を受けた場合にあっては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。

様式８（第９条関係）

水　質　測　定　記　録　表

排出水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日及び時刻	測定場所		特定施設の使用状況	採水者	分析者	測定項目				備考
	名称	排水量（m³／日）								

備考　１　採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

２　排出水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

⑤　測定結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は計量証明書とともに３年間保存すること。

なお、道では、地域の水環境への負荷が大きい特定事業場に対して、次のとおり自主測定結果の定期的な報告を求めています。

（参考）

水質汚濁防止法第１４条に基づく測定記録の報告徴収について

（昭和 48 年 12 月 13 日公規第 676 号生活環境部長通知）

〈趣旨〉

環境汚染防止対策を迅速、的確に推進するため地域の環境汚染に対する負荷の大きい工場等からの自主測定結果を定期的な報告として徴する。

〈報告徴収の対象特定事業場〉

対象特定事業場	測定項目	測定頻度	報告時期
有害物質に係る排出水の量が、10,000m³/日以上のもの	排水基準を定める環境省令別表第１に掲げる有害物質	週に１回以上	前月分を毎月15日まで
有害物質に係る排出水の量が、500m³/日以上 10,000m³/日未満のもの		月に２回以上	
有害物質以外のいわゆる生活環境項目に係る排出水の量が 10,000m³/日以上のもの	排水基準を定める環境省令別表第２に掲げる項目	週に１回以上	
有害物質以外のいわゆる生活環境項目に係る排出水の量が 1,000m³/日以上 10,000m³/日未満のもの		月に１回以上	
備　考	１　政令別表第１の 72 号及び 73 号の施設については、報告徴収の対象特定事業場から除外するものとする。 ２　測定項目については、事業活動の内容から見て測定の必要のない項目は除外することができるものとする。		

（５）　排出水の排出方法を適切にする義務（法第 14 条第４項）

排出水を排出する者は、公共用水域の水質の汚濁状況を考慮して（利水状況との関連を含めて）、特定事業場の排水口の位置その他の排出水の排出の方法（季節的な利水等による排出量の調整等）を適切に行わなければなりません。

（６） 有害物質使用特定施設等の定期点検等の義務（法第 14 条第５項） （p.50 参照）

有害物質使用特定施設を設置している者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、設備の種類ごとに定められている回数で点検を行い、その結果を記録及び保存しなければなりません。

（７） 事故時の措置の義務（法第 14 条の２第１項、第２項、第３項）

① 特定事業場設置者の応急措置の義務

特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくは排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質を含む水若しくは排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じなければなりません。

② 指定事業場設置者の応急措置の義務

指定事業場の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じなければなりません。

③ 貯油事業場等設置者の応急措置の義務

貯油事業場等の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じなければなりません。

④ 事故時の措置に係る届出

特定事業場、指定事業場又は貯油事業場等の設置者は、①から③までの事故が発生したときは、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければなりません。（届出先：地域を所管する各（総合）振興局。）

（注） 汚水流出事故を発生させた場合は、その流出先の管理者（国、道、市町村）等の関係機関と合わせて、次の事項を発生場所を所管する各（総合）振興局の環境生活課にも連絡してください。

迅速性を要するため、発生当初の届出は、必ずしも文書で行う必要はなく電話による届出でも構いません（後に、文書での提出をお願いします）。

※ 夜間・休日に水質事故等が発生した場合の連絡先は、各（総合）振興局の（各北海道合同庁舎の）総合案内窓口等の（代表）電話番号となります。

＜届出すべき主な内容＞

① 事故発生日時　② 発生場所　③ 原因（判明している場合）
④ 汚水に含まれる物質の種類　⑤ 汚水流出量　⑥周辺状況（公共用水域へ流出の有無等）
⑦ 汚染の拡大の予測　⑧ 講じた応急措置の内容
※ 発生当初は、判明している内容のみで構いませんので、迅速に連絡してください。

（８）事業者の責務（法第 14 条の４）

事業者は、その事業活動に伴う汚水等又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透状況を把握するとともに、公共用水域又は地下水の水質汚濁の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

５ 行政権限

事業者に排水基準を遵守させ又は有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させることなく、公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止するため、知事には、次のような行政権限が認められています。

（1） 計画変更命令等（法第８条第１項、第２項）

① 特定施設等の排水基準等関係（法第８条第１項）

知事は、特定施設の設置の届出又は構造等の変更届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口においてその排出水に係る排水基準に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして省令で定める要件に該当すると認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（構造等の変更の届出に係る計画の廃止を含む。）又は設置の届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。

② 有害物質使用特定施設等の構造基準等関係（法第８条第２項）

知事は、特定施設等の設置の届出又は構造等の変更届出があった場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設が、省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（構造等の変更の届出に係る計画の廃止を含む。）又は設置の届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。

（2） 改善命令等（法第 13 条第１項、第 13 条の２第１項、第 13 条の３第１項）

① 特定施設等の排水基準等関係（法第 13 条第１項、第 13 条の２第１項）

知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるとき、又は有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）が、省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出又は特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができます。

② 有害物質使用特定施設等の構造基準等関係（法第 13 条の３第１項）

知事は、有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設を設置している者が、省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができます。

（3） 事故時の応急措置命令（法第 14 条の２第４項）

知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が４（７）の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができます。

（4） 地下水の浄化措置命令（法第 14 条の３第１項、第２項）

知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場若しくは事業場（以下「有害物質貯蔵指定事業場」という。）において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、省令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができます。

また、浸透があったときにおいて当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であった者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対しても、同様の措置をとることを命ずることができます。

（5） 緊急時の措置命令(法第 18 条)

知事は、異常な渇水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、省令で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排出水を排出する者に対し、期間を定めて、排出水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

（6） 報告及び検査(法第 22 条)

知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者若しくは設置者であった者に対し、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができます。

6 罰則

適用	罰則	条文
1 計画変更命令、改善命令等又は地下水の浄化措置命令に違反した場合	1年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金	法第 30 条
2 排水基準に違反した場合	6月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金(ただし、過失により排水基準違反をした場合、3月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金)	法第 31 条
3 事故時の応急措置命令又は緊急時の措置命令に違反した場合		
4 特定施設等の設置届出、構造等変更届出をしない、又は虚偽の届出をした場合	3月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金	法第 32 条
5 特定施設等の使用届出をしない、又は虚偽の届出をした場合	30 万円以下の罰金	法第 33 条
6 工事の実施制限期間に違反した場合		
7 排出水の自主測定の実施、結果の記録若しくは記録の保存をしない場合。		
8 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の定期点検の実施、結果の記録若しくは記録の保存をしない場合		
9 報告をしない若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合		
10 氏名等の変更届出、特定施設等の使用廃止届出、承継届出をしない若しくは虚偽の届出をした場合	10 万円以下の過料	法第 35 条

次表のとおり罰則が規定されています。

注)表中１～９に該当する場合は、行為者のみではなく法人に対しても罰金が科せられます。

(法第 34 条：両罰規定)

７　水質汚濁防止法による規制の体系

特定施設（有害物質使用特定施設を含む。）を設置する特定事業場では、公共用水域に排出する排出水について排水基準が適用され、また、有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水については、地下へ浸透させることを禁止させるほか、有害物質使用特定施設を設置する特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設を設置する指定事業場には、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造等基準を遵守させるなど、p. 11 の図のとおりとなっています。

８　関係法令等

水質汚濁防止法の関係法令等としては、次のようなものがあり、これら法令等に基づく手続き、規制等がある場合がありますので、各法令を所管する機関に確認するなど、これらの遵守等に留意してください。

- 浄化槽法
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 建築基準法
- 下水道法
- 化製場等に関する法律
- 河川法
- 海岸法
- 港湾法
- 道路法
- 自然公園法
- 消防法
- 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
- 鉱山保安法
- 電気事業法
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
- 毒物及び劇物取締法
- 旅館業法
- 温泉法
- クリーニング業法
- 食品衛生法
- 鉱業法
- 水洗炭業に関する法律
- 火薬類取締法
- 薬事法
- 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
- 採石法
- 砂利採取法
- 水道法
- 肥料取締法
- 土壌汚染対策法

水質汚濁防止法の体系

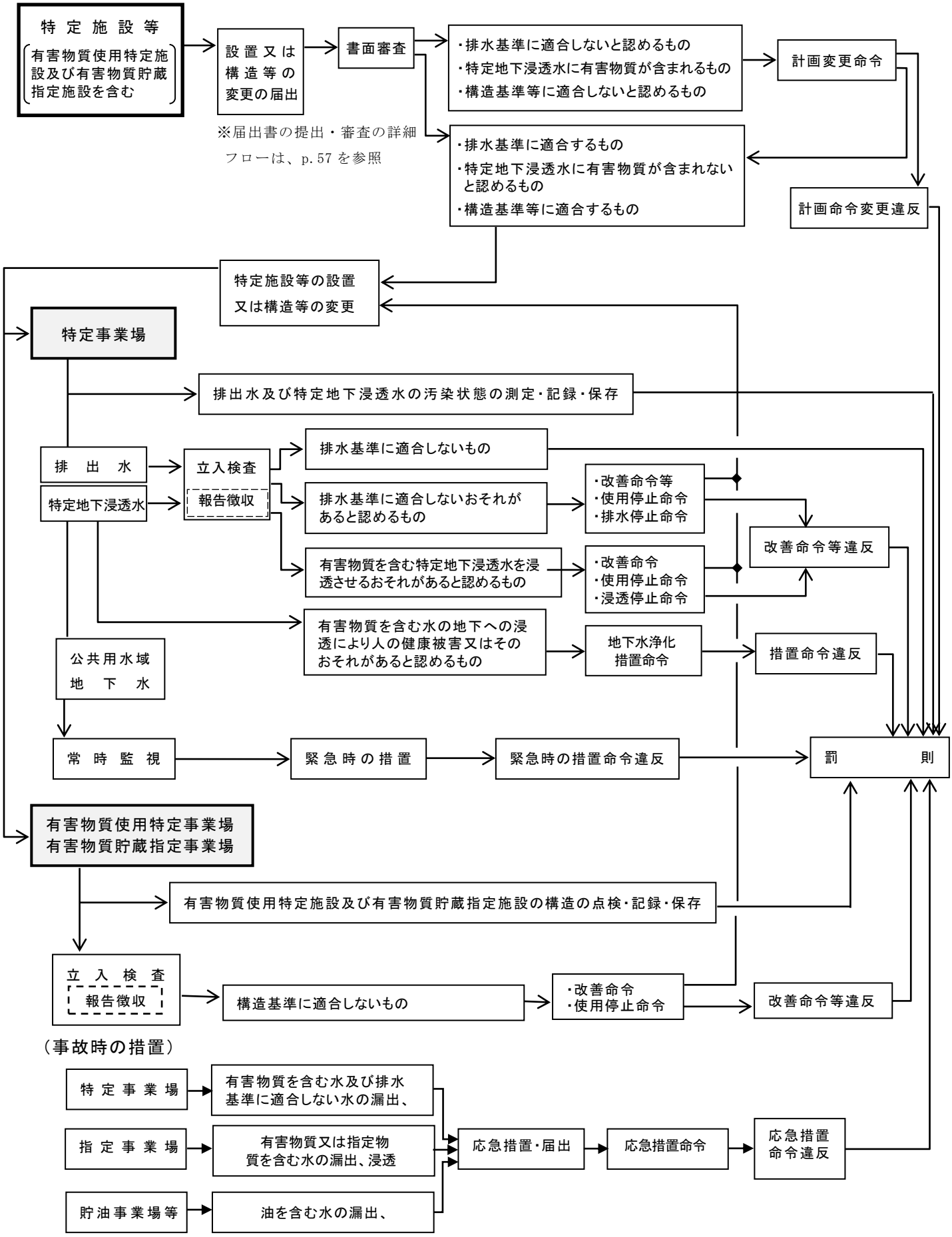
特定施設等
（有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を含む）
設置又は構造等の変更の届出
書面審査
・排水基準に適合しないと認めるもの
・特定地下浸透水に有害物質が含まれるもの
・構造基準等に適合しないと認めるもの
計画変更命令
※届出書の提出・審査の詳細フローは、p.57 を参照
・排水基準に適合するもの
・特定地下浸透水に有害物質が含まれないと認めるもの
・構造基準等に適合するもの
計画命令変更違反
特定施設等の設置又は構造等の変更
特定事業場
排出水及び特定地下浸透水の汚染状態の測定・記録・保存
排出水
特定地下浸透水
立入検査
報告徴収
排水基準に適合しないもの
排水基準に適合しないおそれがあると認めるもの
・改善命令等
・使用停止命令
・排水停止命令
有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるもの
・改善命令
・使用停止命令
・浸透停止命令
改善命令等違反
有害物質を含む水の地下への浸透により人の健康被害又はそのおそれがあると認めるもの
地下水浄化措置命令
措置命令違反
公共用水域
地下水
常時監視
緊急時の措置
緊急時の措置命令違反
罰則
有害物質使用特定事業場
有害物質貯蔵指定事業場
有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造の点検・記録・保存
立入検査
報告徴収
構造基準に適合しないもの
・改善命令
・使用停止命令
改善命令等違反
（事故時の措置）
特定事業場
有害物質を含む水及び排水基準に適合しない水の漏出、
指定事業場
有害物質又は指定物質を含む水の漏出、浸透
貯油事業場等
油を含む水の漏出、
応急措置・届出
応急措置命令
応急措置命令違反

第２　特定施設

政令で定められている特定施設一覧表

政令別表第１

番号	名称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　選鉱施設 ロ　選炭施設 ハ　坑水中和沈でん施設 ニ　掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　豚房施設(豚房の総面積が 50m^{2}未満の事業場に係るものを除く。) ロ　牛房施設(牛房の総面積が 200m^{2}未満の事業場に係るものを除く。) ハ　馬房施設(馬房の総面積が 500m^{2}未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ　湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　水産動物原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　脱水施設 ニ　ろ過施設 ホ　湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　圧搾施設 ニ　湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　湯煮施設 ニ　濃縮施設 ホ　精製施設 ヘ　ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設(流送施設を含む。) ハ　ろ過施設 ニ　分離施設 ホ　精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ　搾汁施設 ニ　ろ過施設 ホ　湯煮施設 ヘ　蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　圧搾施設 ニ　真空濃縮施設 ホ　水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　圧搾施設 ニ　分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料浸せき施設 ロ　洗浄施設(流送施設を含む。) ハ　分離施設 ニ　渋だめ及びこれに類する施設

番号	名称
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　ろ過施設 ハ　精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の２	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　湯煮施設 ハ　洗浄施設
18の３	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　水洗式脱臭施設 ロ　洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　まゆ湯煮施設 ロ　副蚕処理施設 ハ　原料浸せき施設 ニ　精練機及び精練そう ホ　シルケット機 ヘ　漂白機及び漂白そう ト　染色施設 チ　薬液浸透施設 リ　のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　洗毛施設 ロ　洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　湿式紡糸施設 ロ　リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ　原料回収施設
21の２	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の３	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の４	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　湿式バーカー ロ　接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　湿式バーカー ロ　薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料浸せき施設 ロ　湿式バーカー ハ　砕木機 ニ　蒸解施設 ホ　蒸解廃液濃縮施設 ヘ　チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト　漂白施設 チ　抄紙施設（抄造施設を含む。） リ　セロハン製膜施設 ヌ　湿式繊維板成型施設 ル　廃ガス洗浄施設
23の２	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　自動式フィルム現像洗浄施設 ロ　自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　分離施設 ハ　水洗式破砕施設 ニ　廃ガス洗浄施設 ホ　湿式集じん施設
25	削除
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　洗浄施設 ロ　ろ過施設 ハ　カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ　群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ　廃ガス洗浄施設

番号	名称
27	前２号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　遠心分離機 ハ　硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ　活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ　無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ　青酸製造施設のうち、反応施設 ト　よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ　海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ　バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ　廃ガス洗浄施設 ル　湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　湿式アセチレンガス発生施設 ロ　酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ　ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ　アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ　塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ　クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ　静置分離器 ハ　タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第５号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　蒸留施設 ハ　遠心分離機 ニ　ろ過施設

番号	名称
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ　ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ　フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ　遠心分離機 ニ　廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　縮合反応施設 ロ　水洗施設 ハ　遠心分離機 ニ　静置分離器 ホ　弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ　ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト　中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ　ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ　廃ガス洗浄施設 ヌ　湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　脱水施設 ハ　水洗施設 ニ　ラテックス濃縮施設 ホ　スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　蒸留施設 ロ　分離施設 ハ　廃ガス洗浄施設

番号	名称
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　廃酸分離施設 ロ　廃ガス洗浄施設 ハ　湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　洗浄施設 ロ　分離施設 ハ　ろ過施設 ニ　アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ　アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ　アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト　イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ　エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ　2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ　シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル　トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ　ノルマルパラフイン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ　プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ　メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ　メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ　廃ガス洗浄施設

番号	名称
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料精製施設 ロ　塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　脱酸施設 ロ　脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　洗浄施設 ロ　抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　石灰づけ施設 ハ　洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　水洗施設 ロ　ろ過施設 ハ　ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ　廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　動物原料処理施設 ロ　ろ過施設 ハ　分離施設 ニ　混合施設(有害物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ　廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	政令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設

番号	名称
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　脱塩施設 ロ　原油常圧蒸留施設 ハ　脱硫施設 ニ　揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ　潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　洗浄施設 ロ　石灰づけ施設 ハ　タンニンづけ施設 ニ　クロム浴施設 ホ　染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　研摩洗浄施設 ロ　廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　抄造施設 ロ　成型機 ハ　水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　水洗式破砕施設 ロ　水洗式分別施設 ハ　酸処理施設 ニ　脱水施設

番号	名称
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　水洗式破砕施設 ロ　水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　タール及びガス液分離施設 ロ　ガス冷却洗浄施設 ハ　圧延施設 ニ　焼入れ施設 ホ　湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　還元そう ロ　電解施設(溶融塩電解施設を除く。) ハ　焼入れ施設 ニ　水銀精製施設 ホ　廃ガス洗浄施設 ヘ　湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　焼入れ施設 ロ　電解式洗浄施設 ハ　カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ　水銀精製施設 ホ　廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　タール及びガス液分離施設 ロ　ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)

番号	名称
64の２	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第３条第８項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第２条第６項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第21条第１項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が１日当たり10,000m³未満の事業場に係るものを除く。) イ　沈でん施設 ロ　ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の２	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)
66の３	旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第２条第１項に規定するもの(住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第２条第３項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第２条第４項に規定する下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　ちゅう房施設 ロ　洗濯施設 ハ　入浴施設
66の４	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第６条に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500m²未満の事業場に係るものを除く。)
66の５	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360m²未満の事業場に係るものを除く。)
66の６	飲食店(次号及び第66号の８に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420m²未満の事業場に係るものを除く。)
66の７	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630m²未満の事業場に係るものを除く。)
66の８	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500m²未満の事業場に係るものを除く。)

番号	名称
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の２	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第１条の５第１項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ　ちゅう房施設 ロ　洗浄施設 ハ　入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の２	卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第２条第２項に規定するものをいう。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が　1,000m²未満の事業場に係るものを除く。) イ　卸売場 ロ　仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第３条第14号に規定するものをいう。)
70の２	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800m²未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設

番号	名称
71の２	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　洗浄施設 ロ　焼入れ施設 ※環境省令で定めるもの　→　p. 19
71の３	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第８条第１項に規定するものをいう。)である焼却施設
71の４	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第１項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第７条第１号、第３号から第６号まで、第８号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第４項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第６項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の４第６項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの ロ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条第12号から第13号までに掲げる施設 ※該当する施設　→　p. 19

番号	名称
71の５	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
71の６	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第１項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前２号に掲げるものを除く。)

◎政令別表第１第 71 号の２関係

省令で定める科学技術に関する研究等を行う事業場（省令第１条の２）

1　国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
2　大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
3　学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前２号に該当するものを除く。）
4　農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
5　保健所
6　検疫所
7　動物検疫所
8　植物防疫所
9　家畜保健衛生所
10　検査業に属する事業場
11　商品検査業に属する事業場
12　臨床検査業に属する事業場
13　犯罪鑑識施設

◎政令別表第１第 71 号の４関係

産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条）

イの施設
1　汚泥の脱水施設であつて、１日当たりの処理能力が 10㎥を超えるもの
3　汚泥（ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
イ　１日当たりの処理能力が５㎥を超えるもの
ロ　１時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの
ハ　火格子面積が２㎡以上のもの
4　廃油の油水分離施設であつて、１日当たりの処理能力が 10㎥を超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第３条第 14 号の廃油処理施設を除く。）
5　廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第３条第 14 号の廃油処理施設を除く。）
イ　１日当たりの処理能力が１㎥を超えるもの
ロ　１時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの
ハ　火格子面積が２㎡以上のもの
6　廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、１日当たりの処理能力が 50㎥を超えるもの
8　廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
イ　１日当たりの処理能力が 100kg を超えるもの
ロ　火格子面積が２㎡以上のもの
11　汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
ロの施設
12　廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
12 の２　廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
13　ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設

第３　排水基準等

水質汚濁防止法では、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制することにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護し、生活環境を保全することとしています。

この排出水の排出の規制の基準となるものが、排水基準であり、排出水の汚染状態の許容限度として、対象となる有害物質または項目ごとに設定されています。

排水基準には、

一律排水基準(p.21)

環境大臣が全公共用水域を対象に、全特定事業場に一律に適用するよう環境省令で定める排水基準(排水基準を定める省令(昭和 46 年６月 21 日総理府令第 35 号))

上乗せ排水基準(p.30)

都道府県が本法に基づき条例で定める排水基準(水質汚濁防止法第３条第３項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和 47 年４月３日条例第 27 号))

の２つがあります。

上乗せ排水基準は、環境大臣が設定した一律の排水基準では水質汚濁防止上十分でないと認められる区域について都道府県が条例で、よりきびしい排水基準を上乗せするものであり、上乗せ排水基準が適用される区域の特定事業場は、定められる項目について、一律排水基準ではなく、上乗せ排水基準が適用されます。

また、地下に浸透する水の浸透の規制として、特定地下浸透水が有害物質を含むものの要件が対象となる有害物質ごとに設定されています。(p.45「水質汚濁防止法施行規則第６条の２の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」(平成元年８月 21 日環境庁告示第 39 号))

1　環境大臣が環境省令で定める排水基準(一律排水基準)

排水基準を定める省令(昭和46年6月21日総理府令第35号)

(1)　有害物質に係る排水基準(省令別表第1)

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
シアン化合物	1mg/L	チウラム	0.06mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L	シマジン	0.03mg/L
		チオベンカルブ	0.2mg/L
		ベンゼン	0.1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	セレン及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物(一部業種に暫定基準あり)	0.2mg/L	ほう素及びその化合物(一部業種に暫定基準あり)	海域以外に排出 10mg/L 海域に排出 230mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L		
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	ふっ素及びその化合物(一部業種に暫定基準あり)	海域以外に排出 8mg/L 海域に排出 15mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L		
トリクロロエチレン	0.1mg/L		
テトラクロロエチレン	0.1mg/L		
ジクロロメタン	0.2mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(一部業種に暫定基準あり)	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L		
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L		
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考

1　「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2　砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際(昭和49年12月1日)現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

注)　平成6年2月1日において備考2に規定する旅館業に属する事業場(旅館業に属する特定事業場)から排出される水を受け入れている下水道(下水道終末処理施設を設置している特定事業場)であって、次の算式により計算された値が0.1を超えるものから排出される排出水の砒素及びその化合物に係る排水基準については、(1)有害物質に係る排水基準(省令別表第1)(0.1mg/L)に係わらず、当分の間、なお従前の例(0.5mg/L)による。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、C_i、Q_i及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i　下水道に水を排出する旅館業に属する特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水の砒素及びその化合物による汚染状態の通常の値(mg/L)

Q_i　当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常の量(m^3/日)

Q　当該下水道から排出される排出水の通常の量(m^3/日)

（２） 生活環境項目に係る排水基準（省令別表第２）

項目	許容限度	項目	許容限度
水素イオン濃度 （水素指数） （ｐＨ）	海域以外に排出 5.8～8.6 海域に排出 5.0～9.0	フェノール類含有量	5mg/L
		銅含有量	3mg/L
		亜鉛含有量 （一部業種に暫定基準あり）	2mg/L
生物化学的酸素要求量 （ＢＯＤ）	160mg/L （日間平均 120mg/L）	溶解性鉄含有量	10mg/L
		溶解性マンガン含有量	10mg/L
化学的酸素要求量 （ＣＯＤ）	160mg/L （日間平均 120mg/L）	クロム含有量	2mg/L
		大腸菌数	日間平均 800CFU/ml
浮遊物質量 （ＳＳ）	200mg/L （日間平均 150mg/L）	窒素含有量 （一部業種に暫定基準あり）	120mg/L （日間平均 60mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量 5mg/L 動植物油脂類含有量 30mg/L	燐含有量 （一部業種に暫定基準あり）	16mg/L （日間平均 8mg/L）

備考

1　「日間平均」による許容限度は、１日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2　この表に掲げる排水基準は、１日当たりの平均的な排出水の量が 50m^{3}以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

3　水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。

4　水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

5　生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

6　窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が１Ｌにつき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。（環境大臣が定める湖沼　→ p.27、環境大臣が定める海域　→ p.29）

7　燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。（環境大臣が定める湖沼　→ p.27、環境大臣が定める海域　→ p.29）

（３）暫定基準１（平成５年８月 27 日総理府令第 40 号附則別表第２）

業種	許容限度	
	窒素含有量	燐含有量
天然ガス鉱業　　（令和 10 年９月 30 日まで適用）	160 mg/L （日間平均 150 mg/L）	－
畜産農業（水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 1 号の 2 イに掲げる施設を有するものに限る。） （令和 10 年９月 30 日まで適用）	130 mg/L （日間平均 110 mg/L）	22 mg/L （日間平均 18 mg/L）
酸化コバルト製造業 （令和 10 年９月 30 日まで適用）	200 mg/L （日間平均 100 mg/L）	－
バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。） （令和 10 年９月 30 日まで適用）	4,100 mg/L （日間平均3,100 mg/L）	－

備考

１　（２）生活環境項目に係る排水基準（省令別表第２）の備考１及び２の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。

２　この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として（２）生活環境項目に係る排水基準（省令別表第２）の備考６に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。（環境大臣が定める海域 → p.29、「窒素に係る特定湖沼」＝「（２）生活環境項目に係る排水基準（省令別表第２）の備考６に基づき環境大臣が定める湖沼」→ p.27）

３　この表に掲げる燐含有量についての排水基準は、燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として（２）生活環境項目に係る排水基準（省令別表第２）の備考７に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（燐に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。（環境大臣が定める海域 → p.29、「燐に係る特定湖沼」＝「（２）生活環境項目に係る排水基準（省令別表第２）の備考６に基づき環境大臣が定める湖沼」→ p.27）

４　この表に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、（２）生活環境項目に係る排水基準（省令別表第２）又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

５　この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、（２）生活環境項目に係る排水基準（省令別表第２）又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、４の規定を準用する。

（4）暫定基準２（平成 13 年６月 13 日環境省令第 21 号附則別表）

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物（令和 10 年９月 30 日まで適用）	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	30mg/L
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	30mg/L
	金属鉱業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	100mg/L
（当分の間適用）	下水道業（旅館業（温泉（温泉法第２条第１項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法第 12 条の２第１項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）	40mg/L
	旅館業（1 リットルにつきほう素 500 ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。）	300mg/L
	旅館業 （1 リットルにつきほう素 500 ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。）	500mg/L
ふっ素及びその化合物（令和 10 年９月 30 日まで適用）	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	10mg/L
	電気めっき業（１日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	15mg/L
	電気めっき業（１日当たりの平均的な排出水の量が 50m³未満であるものに限る。）	40mg/L
（当分の間適用）	旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正政令」という。）の施行の際（昭和 49 年 12 月 1 日）現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、１日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	15mg/L
	旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであって、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30mg/L
	旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。）に限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであって、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）（令和 10 年９月 30 日まで適用）	畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第１第１号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	400mg/L
	畜産農業（上記以外）	（一般排水基準）
	モリブデン化合物製造業	1,300mg/L
	バナジウム化合物製造業	1,350mg/L
	貴金属製造・再生業	2,800mg/L

備考

1　この表に掲げる有害物質の種類ごとの業種その他の区分に属する工場又は事業場が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、（1）有害物質に係る排水基準（省令別表第1）(p.21)又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

2　ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えるものをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、C_i、Q_i及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i　当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出される水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値(mg/L)

Q_i　当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量(m^3/日)

Q　当該下水道から排出される排出水の通常の量(m^3/日)

（参考）温泉中のほう素濃度は、 温泉法（施行規則）に基づく温泉成分分析のメタほう酸及びメタほう酸イオンの濃度を基に、ほう素濃度を換算することができる。

・ほう素濃度(mg/L)＝メタほう酸(mg/kg)×密度(g/cm^3)×0.2467
＋メタほう酸イオン(mg/kg)×密度(g/cm^3)×0.2525

注）　この表の適用については、当該工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとみなす。

（５） 暫定基準３（平成 18 年 11 月 10 日環境省令第 33 号附則別表）

項目	業種	許容限度
亜鉛含有量 （令和 11 年 12 月 10 日まで適用）	電気めっき業	4mg/L
備考 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第 2 条第 6 項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。		

（６） 暫定基準４（令和６年１月 25 日環境省令第４号附則別表）

有害物質の種類	業種	許容限度
六価クロム化合物 （令和９年３月 31 日まで適用）	電気めっき業	0.5mg/L
備考 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第 2 条第 6 項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の六価クロム化合物に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。		

（7） 窒素・燐に係る排水基準適用対象湖沼

窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件(昭和 60 年５月 30 日環境庁告示第 27 号)

ア　窒素含有量についての排水基準に係る湖沼(告示別表第１)

名称	位置	名称	位置
ペケレット湖	札幌市	カムイト沼	猿払村
春採湖	釧路市	キモマ沼	猿払村
阿寒湖	釧路市	ポロ沼	猿払村
藻琴湖	網走市	モケウニ沼	猿払村
網走湖	網走市、大空町	二風谷ダム貯水池（二風谷湖）	平取町
濤沸湖	網走市、小清水町	様似ダム貯水池（様似湖）	様似町
北辰ダム貯水池	稚内市	浦河ダム貯水池（うらら湖）	浦河町
メグマ沼	稚内市	高見ダム貯水池(高見湖)	新ひだか町
桂沢ダム貯水池（桂沢湖）	三笠市	十勝ダム貯水池(東大雪湖)	新得町
長節湖	根室市	生花苗湖	大樹町
ジュンサイ沼	七飯町	ホロカヤントウ沼	大樹町
栗山ダム貯水池(くりやま湖)	栗山町	湧洞沼	大樹町、豊頃町
月ヶ湖	月形町	達古武沼	釧路町
小平ダム貯水池(おびらしべ湖)	小平町	シラルトロ沼	標茶町
有明ダム貯水池（東山湖）	初山別村	塘路湖	標茶町
パンケ沼	幌延町		
		計　31 湖沼	

注)位置は、平成 22 年４月１日における行政区画によって表示されたものとする。

イ　燐含有量についての排水基準に係る湖沼(告示別表第２)

名称	位置	名称	位置
定山渓ダム貯水池(さっぽろ湖)	札幌市	オンネ沼	根室市
ペケレット湖	札幌市	タンネ沼	根室市
モエレ沼	札幌市	長節湖	根室市
笹流ダム貯水池	函館市	ヒキウス沼	根室市
新中野ダム貯水池（なかの湖）	函館市	牧の内ダム貯水池	根室市
矢別ダム貯水池(やべつ湖)	函館市	オコタンペ湖	千歳市
朝里ダム貯水池(オタルナイ湖)	小樽市	支笏湖	千歳市
江丹別ダム貯水池	旭川市	北光沼	砂川市
神居ダム貯水池	旭川市、美瑛町	上湯内ダム貯水池	深川市
ペーパンダム貯水池	旭川市	鷹泊ダム貯水池	深川市
春採湖	釧路市	幌別ダム貯水池（不盡の湖）	登別市
シュンクシタカラ湖	釧路市	漁川ダム貯水池(えにわ湖)	恵庭市
パンケトウ	釧路市	望来ダム貯水池	石狩市
ペンケトウ	釧路市	上磯ダム貯水池	北斗市
富里ダム貯水池（富里湖）	北見市	青山ダム貯水池	当別町
旭町第１ダム貯水池	夕張市	当別ダム貯水池	当別町
旭町第２ダム貯水池	夕張市	知内ダム貯水池	知内町
大夕張ダム貯水池(シューパロ湖)	夕張市	大沼	七飯町
清水の沢ダム貯水池	夕張市	ジュンサイ沼	七飯町
風連ダム貯水池	名寄市	駒ヶ岳ダム貯水池	森町
桂沢ダム貯水池（桂沢湖）	三笠市	三の沢第１ダム貯水池	岩見沢市

名称	位置	名称	位置
宝池ダム貯水池	岩見沢市	クッチャロ湖	浜頓別町
幌向ダム貯水池	岩見沢市	相沼内ダム貯水池（相沼湖）	八雲町
藻琴湖	網走市	上ノ国ダム貯水池（あすなろ湖）	上ノ国町
リヤウシ湖	網走市	鶉ダム貯水池	厚沢部町
卯原内ダム貯水池	網走市	美利河ダム貯水池（ピリカ湖）	今金町
網走湖	網走市、大空町	真駒内ダム貯水池	せたな町
濤沸湖	網走市、小清水町	双葉ダム貯水池	京極町
留萌ダム貯水池	留萌市	共和ダム貯水池	共和町
ウトナイ沼	苫小牧市	クォーベツダム貯水池	由仁町
樽前大沼	苫小牧市	栗山ダム貯水池(くりやま湖)	栗山町
丹治沼	苫小牧市	札比内ダム貯水池	月形町
弁天沼	苫小牧市	月ヶ湖	月形町
声問大沼	稚内市	月形ダム貯水池	月形町
北辰ダム貯水池	稚内市	新十津川ダム貯水池(留久貯水池)	新十津川町
メグマ沼	稚内市	和歌ダム貯水池	新十津川町
野花南ダム貯水池(野花南川に係るもの。)	芦別市	尾白利加ダム貯水池（暑寒湖）	新十津川町、雨竜町
美唄ダム貯水池(びばい湖)	美唄市	恵岱別ダム貯水池	北竜町
滝里ダム貯水池（滝里湖）	芦別市、富良野市	白木沢ダム貯水池	沼田町
エルムダム貯水池	赤平市	沼田ダム貯水池(ホロピリ湖)	沼田町
温根別ダム貯水池	士別市	藤沢ダム貯水池	沼田町
中の沢ダム貯水池	士別市	幌新ダム貯水池	沼田町
武徳ダム貯水池	士別市	当麻ダム貯水池	当麻町
北線ダム貯水池	士別市	愛別ダム貯水池(狩布湖)	愛別町
岩尾内ダム貯水池（岩尾内湖）	士別市	大雪ダム貯水池（大雪湖）	上川町
甲子ダム貯水池	士別市	新区画ダム貯水池	美瑛町
御料ダム貯水池（日進湖）	名寄市	聖台ダム貯水池	美瑛町
忠烈布ダム貯水池	名寄市	穂別ダム貯水池	むかわ町
日新ダム貯水池	上富良野町	二風谷ダム貯水池（二風谷湖）	平取町
金山ダム貯水池(かなやま湖)	南富良野町	奥新冠ダム貯水池(幌尻湖)	新冠町
西和ダム貯水池	和寒町	新冠ダム貯水池（新冠湖）	新冠町
中和ダム貯水池	和寒町	下新冠ダム貯水池	新冠町
忠別ダム貯水池（忠別湖）	東神楽町、東川町	浦河ダム貯水池（うらら湖）	浦河町
雨煙内ダム貯水池(ほろかない湖)	幌加内町	様似ダム貯水池(様似湖)	様似町
雨竜第１ダム貯水池(朱鞠内湖)	幌加内町	幌満川第３ダム貯水池	様似町
雨竜第２ダム貯水池(朱鞠内湖(宇津内湖))	幌加内町	静内ダム貯水池	新ひだか町
小平ダム貯水池(おびらしべ湖)	小平町	高見ダム貯水池(高見湖)	新ひだか町
三渓ダム貯水池	苫前町	東の沢ダム貯水池	新ひだか町
苫前ダム貯水池	苫前町	三石ダム貯水池	新ひだか町
羽幌ダム貯水池	羽幌町	糠平ダム貯水池（糠平湖）	上士幌町
羽幌二股ダム貯水池	羽幌町	然別湖	上士幌町、鹿追町
有明ダム貯水池（東山湖）	初山別村	佐幌ダム貯水池(サホロ湖)	新得町
パンケ沼	幌延町	十勝ダム貯水池(東大雪湖)	新得町
カムイト沼	猿払村	札内川ダム貯水池（とかちﾘｭｳﾀﾝ湖）	中札内村
キモマ沼	猿払村	生花苗湖	大樹町
猿骨沼	猿払村	キモントウ沼	大樹町
ポロ沼	猿払村	ホロカヤントウ沼	大樹町
モケウニ沼	猿払村	湧洞沼	大樹町、豊頃町

名称	位置	名称	位置
ポン沼	浜頓別町	活込ダム貯水池（足寄湖）	本別町、足寄町
民安ダム貯水池	天塩町	オンネトー	足寄町
兜沼	豊富町	達古武沼	釧路町
ジュンサイ沼	豊富町	大沼	浜中町
久種湖	礼文町	長沼	浜中町
古梅ダム貯水池	美幌町	シラルトロ沼	標茶町
チミケップ湖	津別町	塘路湖	標茶町
濤釣沼	斜里町	屈斜路湖	弟子屈町
鹿ノ子ダム貯水池（おけと湖）	置戸町	摩周湖	弟子屈町
洞爺湖	壮瞥町、洞爺湖町	阿寒湖	釧路市
倶多楽湖	白老町	雄武ダム貯水池	雄武町
ポロト湖	白老町	兼金沼	別海町
厚真ダム貯水池	厚真町	ニシベツ小沼	別海町
長沼	厚真町	茨散沼	別海町
瑞穂ダム貯水池	安平町	羅臼湖	羅臼町
		計　166 湖沼	

注)位置は、平成 22 年４月１日における行政区画によって表示されたものとする。

（８）　窒素・燐に係る排水基準適用対象海域

窒素含有量及び燐含有量についての排水基準に係る海域を定める件(平成５年８月 27 日環境庁告示第 67 号)

名称	範囲(又は位置)
函館湾	函館市大鼻岬と上磯町葛登支岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
噴火湾	室蘭市地球岬と砂原町砂埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
能取湖	網走市
コムケ湖	紋別市
風蓮湖	根室市及び別海町
サロマ湖	佐呂間町、常呂町及び湧別町
厚岸湾	厚岸町末広埼と釧路町尻羽岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
厚岸湖	厚岸町
野付湾	別海町野付埼南西端と同町戸川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

注)範囲又は位置は、平成５年 10 月１日における行政区画、その他の区域又は陸岸、防波堤その他のものによって表示されたものとする。

２　北海道が条例で定める排水基準（上乗せ排水基準）

水質汚濁防止法第３条第３項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和47年４月３日条例第27号)

（１）　有害物質に係る排水基準（条例別表第１）

適用区域(設定年)	業種	許容限度（mg/L）					
		カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒　素及びその化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
(一律排水基準)		0.03	1	1	0.2	0.1	0.005
石狩川水域　(47)	特定金属鉱業		0.6				
天塩川水域　(47)	特定金属鉱業		0.4				
石崎川水域　(48)	特定金属鉱業		0.6				
堀株川水域　(48)	特定金属鉱業		0.8				
(49)	電気機械器具製造業	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
余市川水域　(50)	特定金属鉱業		0.3				
小樽海域　(50)	全業種 (2,000m³/日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
紋別海域　(49)	全業種 (2,000m³/日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
網走海域　(50)	全業種 (2,000m³/日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
釧路海域　(49)	全業種 (化学肥料製造業を除く。) (2,000m³/日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
	化学肥料製造業	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
苫小牧海域　(48)	全業種 (2,000m³/日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
室蘭海域(1)　(48)	鉄鋼業 (2,000m³/日以上)	0.01	0.4	検出されないこと	0.05	0.05	
室蘭海域(2)　(48)	鉄鋼業 (2,000m³/日以上)	0.01	0.5	検出されないこと	0.05	0.05	
室蘭海域(3)　(48)	全業種 (2,000m³/日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
伊達海域　(48)	全業種 (特定金属鉱業を除く。) (2,000m³/日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
	特定金属鉱業		0.6				
函館海域　(50)	全業種 (2,000m³/日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
支笏湖水域　(50)	全業種 (特定金属鉱業を除く。)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
	特定金属鉱業		0.5				
洞爺湖水域　(48)	全業種	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
大沼水域　(50)	全業種	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
阿寒湖水域　(49)	全業種	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
サロマ湖水域(50)	全業種	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
能取湖水域　(50)	全業種	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
厚岸湖水域　(50)	全業種	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
屈斜路湖水域(49)	全業種	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005

備考
1　「特定金属鉱業」とは、鉛鉱業、亜鉛鉱業、鉛亜鉛鉱業、銅鉱業、硫化鉄鉱業、黄鉄鉱業、磁硫鉄鉱業、すず鉱業、砂すず鉱業、アンチモン鉱業、水銀鉱業、蒼鉛鉱業及び砒鉱鉱業をいう。
2　「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第２条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
3　この表に掲げる砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（昭和49年12月１日）において現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

注）業種の欄の（　　）内の「○○m^3/日以上」は、上乗せ排水基準が適用となる１日当たりの平均的な排出水の量を表しています。

（2）生活環境項目に係る排水基準(条例別表第２)

適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/L)((　　)内は日間平均)		
		生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）
(一律排水基準)		160(120)	160(120)	200(150)
石狩川水域　(47)	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	乳製品製造業(1,000m^3/日以上)	80(60)		70(50)
	紙製造業			150(110)
	パルプ製造業(クラフトパルプ製造施設のみを有するものに限る。)	150(110)		120(100)
	パルプ製造業(クラフトパルプ製造施設のみを有するものを除く。)			120(100)
	化学肥料製造業			70(50)
	ガス供給業	80(60)		70(50)
	と畜業(活性汚泥法により排出水を処理するものに限る。)			70(50)
	屎尿処理施設(昭和46年9月23日以前に設置されたものであって屎尿浄化槽以外のもの)	40(30)		90(70)
	屎尿処理施設(昭和46年9月24日以後に設置されたものであって屎尿浄化槽以外のもの)	40(30)		90(70)
	屎尿浄化槽(昭和46年9月23日以前に設置されたものであって建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員(以下「処理対象人員」という。)が501人以上のものに限る。)	120(90)		
	屎尿浄化槽(昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	80(60)		
	屎尿浄化槽(昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設(活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(20)		(70)
	下水道終末処理施設(高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(60)		(120)
石狩川水域(札幌市の区域に限る。)(47)	小麦粉製造業、清涼飲料製造業、めん類製造業、セメント製品製造業、印刷業、金属製品製造業及び自動車整備業(20m^3/日以上50m^3/日未満)	160(120)		200(150)
	洗たく業（20m^3/日以上50m^3/日未満）	260(200)		200(150)
	皮革製造業（20m^3/日以上50m^3/日未満）	2,300(1,800)		2,000(1,500)

適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/L)((　　)内は日間平均)		
		生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）
常呂川水域(47)(51)	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	乳製品製造業（1,000m³/日以上）	80(60)		70(50)
	てん菜糖製造業	4月1日～12 月 31 日 120(100)		
	紙製造業及びパルプ製造業			120(100)
	ガス供給業	80(60)		70(50)
	と畜業			70(50)
	屎尿処理施設（屎尿浄化槽を除く。）	40(30)		90(70)
	屎尿浄化槽（昭和 46 年9月 23 日以前に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	120(90)		
	屎尿浄化槽（昭和 46 年9月 24 日から昭和 47 年9月 30 日までの間に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	80(60)		
	屎尿浄化槽（昭和 47 年 10 月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）	(20)		(70)
	下水道終末処理施設（高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）	(60)		(120)
十勝川水域(47)(51)	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	乳製品製造業（1,000m³/日以上）	80(60)		70(50)
	マッシュポテト製造業	4月1日～12 月 31 日 120(100)		4月1日～12 月 31 日 60(50) 1月1日～3月 31 日 120(100)
	てん菜糖製造業（35,000m³/日以上）	4月1日～12 月 31 日 120(100)		
	イースト製造業	90(70)		70(50)
	ガス供給業	80(60)		70(50)
	と畜業			70(50)
	屎尿処理施設（屎尿浄化槽以外のもの）	40(30)		90(70)
	屎尿浄化槽（昭和 46 年9月 23 日以前に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	120(90)		
	屎尿浄化槽（昭和 46 年9月 24 日から昭和 47 年9月 30 日までの間に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	80(60)		
	屎尿浄化槽（昭和 47 年 10 月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	40(30)		90(70)

適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/L)((　　)内は日間平均)		
		生物化学的酸素要求量 （ＢＯＤ）	化学的酸素要求量 （ＣＯＤ）	浮遊物質量 （ＳＳ）
十勝川水域 (47)(51)	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）	(20)		(70)
	下水道終末処理施設（高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）	(60)		(120)
網走川水域 (47)(51)	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	乳製品製造業（1,000m^3/日以上）	80(60)		70(50)
	野菜かん詰製造業	80(60)		
	マッシュポテト製造業	4月1日～12 月 31 日 120(100)		4月1日～12 月 31 日 60(50) 1月1日～3月 31 日 120(100)
	てん菜糖製造業	4月1日～12 月 31 日 150(120)		4月1日～12 月 31 日 80(70) 1月1日～3月 31 日 160(140)
	魚粉飼料製造業(フィッシュソリュブル製造業を含む。)	80(60)		70(50)
	と畜業(30m^3/日以上)	80(60)		70(50)
	屎尿処理施設（屎尿浄化槽を除く。）	40(30)		90(70)
	屎尿浄化槽（昭和 46 年9月 23 日以前に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	120(90)		
	屎尿浄化槽（昭和 46 年9月 24 日から昭和 47 年9月 30 日までの間に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	80(60)		
	屎尿浄化槽（昭和 47 年 10 月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）	(20)		(70)
	下水道終末処理施設（高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）	(60)		(120)
天塩川水域　(47)	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	乳製品製造業(1,000m3/日以上)	80(60)		70(50)
	パルプ製造業			120(100)
	と畜業			70(50)
	屎尿処理施設（屎尿浄化槽以外のもの）	40(30)		90(70)

適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/L)((　　)内は日間平均)		
		生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）
天塩川水域　(47)	屎尿浄化槽（昭和 46 年9月 23 日以前に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	120(90)		
	屎尿浄化槽（昭和 46 年9月 24 日から昭和 47 年9月 30 日までの間に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	80(60)		
	屎尿浄化槽（昭和 47 年 10 月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）	(20)		(70)
	下水道終末処理施設（高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）	(60)		(120)
斜里川水域 (47)(51)	乳製品製造業（1,000m³/日以上）	80(60)		70(50)
	てん菜糖製造業	４月１日～12 月 31 日 120(100)		
湧別川水域 (47)(51)	乳製品製造業（1,000m³/日以上）	80(60)		70(50)
	と畜業			70(50)
	屎尿処理施設(屎尿浄化槽を除く。)	40(30)		90(70)
	屎尿浄化槽（昭和 46 年9月 23 日以前に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	120(90)		
	屎尿浄化槽（昭和 46 年9月 24 日から昭和 47 年9月 30 日までの間に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	80(60)		
	屎尿浄化槽（昭和 47 年 10 月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	40(30)		90(70)
止別川水域 (48)(51)	農産保存食料品製造業	100(70)		
	屎尿浄化槽（処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）	(20)		(70)
標津川水域 (48)(51)	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	乳製品製造業（1,000m³/日以上）	80(60)		70(50)
	と畜場			70(50)
	屎尿処理施設（屎尿浄化槽を除く。）	40(30)		90(70)
	屎尿浄化槽（処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）	(20)		(70)

適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/L)((　　)内は日間平均)		
		生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）
苫小牧幌内川水域(48)	有機化学工業製品製造業	80(60)		90(70)
貫気別川水域（48）	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	乳製品製造業（1,000m³/日以上）	80(60)		70(50)
	屎尿処理施設（屎尿浄化槽を除く。）	40(30)		90(70)
	屎尿浄化槽（処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）	(20)		(70)
尻別川水域　（48）	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	乳製品製造業（1,000m³/日以上）	80(60)		70(50)
	と畜業			70(50)
	屎尿処理施設（屎尿浄化槽を除く。）	40(30)		90(70)
	屎尿浄化槽（昭和 46 年9月 23 日以前に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	120(90)		
	屎尿浄化槽（昭和 46 年9月 24 日から昭和 47 年9月 30 日までの間に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	80(60)		
	屎尿浄化槽（昭和 47 年 10 月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）	(20)		(70)
新川水域(48)(51)	水産食料品製造業（20m³/日以上 50m³/日未満）	160(120)		200(150)
	農産保存食料品製造業（20m³/日以上 50m³/日未満）	160(120)		200(150)
	みそ製造業（20m³/日以上 50m³/日未満）	160(120)		200(150)
	蒸りゅう酒・混成酒製造業（5,000m³/日以上）	80(60)		
	動物系飼料及び有機質肥料製造業（10m³/日以上 50m³/日未満）	160(120)		200(150)
	紙製造業			150(110)
	洗たく業（20m³/日以上 50m³/日未満）	160(120)		200(150)
	屎尿処理施設（屎尿浄化槽を除く。）	40(30)		90(70)

適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/L)((　　)内は日間平均)		
		生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）
新川水域(48)(51)	屎尿浄化槽（昭和46年9月23日以前に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。）	120(90)		
	屎尿浄化槽（昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が 501人以上のものに限る。）	80(60)		
	屎尿浄化槽（昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。）	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）	(20)		(70)
渚滑川水域　(49)	乳製品製造業(1,000m^3/日以上)	80(60)		70(50)
	水産食料品製造業（20m^3/日以上50m^3/日未満）	2,600(2,000)		
	魚粉飼料製造業（フィッシュソリュブル製造業を含む。）(20m^3/日以上50m^3/日未満)	2,600(2,000)		
	屎尿浄化槽（処理対象人員が501人以上のものに限る。）	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）	(20)		(70)
釧路川水域　(49)	乳製品製造業(1,000m^3/日以上)	80(60)		70(50)
	水産食料品製造業（20m^3/日以上50m^3/日未満）	2,600(2,000)		
	魚粉飼料製造業（フィッシュソリュブル製造業を含む。）(20m^3/日以上50m^3/日未満)	2,600(2,000)		
	屎尿処理施設（屎尿浄化槽以外のもの）	40(30)		90(70)
	屎尿浄化槽（昭和46年9月23日以前に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。）	120(90)		
	屎尿浄化槽（昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が 501人以上のものに限る。）	80(60)		
	屎尿浄化槽（昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。）	40(30)		90(70)

適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/L)((　　)内は日間平均)		
		生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）
釧路川水域　(49)	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）	(20)		(70)
阿寒川水域　(49)	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	水産食料品製造業（20m^3/日以上 50m^3/日未満）	2,600(2,000)		
	魚粉飼料製造業（フィッシュソリュブル製造業を含む。）(20m^3/日以上 50m^3/日未満)	2,600(2,000)		
	と畜業			70(50)
	屎尿処理施設（屎尿浄化槽を除く。）	40(30)		90(70)
	屎尿浄化槽（処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）	(20)		(70)
沙流川水域　(49)	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	乳製品製造業（1,000 m^3/日以上）	80(60)		70(50)
	と畜業			70(50)
	屎尿浄化槽（処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）	(20)		(70)
鵡川水域　(49)	屎尿浄化槽（処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）	(20)		(70)
後志利別川水域 (49)	屎尿処理施設（屎尿浄化槽を除く。）	40(30)		90(70)
	屎尿浄化槽（処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）	(20)		(70)
頓別川水域（50）	乳製品製造業（1,000 m^3/日以上）	80(60)		70(50)
	屎尿処理施設（屎尿浄化槽を除く。）	40(30)		90(70)
興部川水域（50）	乳製品製造業（1,000 m^3/日以上）	80(60)		70(50)

適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/L)((　　)内は日間平均)		
		生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）
佐呂間別川水域(50)	乳製品製造業(1,000m³/日以上)	80(60)		70(50)
浦幌川水域　(50)	乳製品製造業(1,000m³/日以上)	80(60)		70(50)
歴舟川水域　(50)	乳製品製造業(1,000m³/日以上)	80(60)		70(50)
遊楽部川水域(50)	乳製品製造業(1,000m³/日以上)	80(60)		70(50)
	と畜業			70(50)
松倉川水域　(50)	屎尿処理施設(屎尿浄化槽を除く。)	40(30)		90(70)
余市川水域　(50)	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	蒸りゅう酒・混成酒製造業	80(60)		120(100)
稚内海域（48）	肉製品製造業		70(50)	70(50)
	乳製品製造業(1,000m³/日以上)		70(50)	70(50)
	水産食料品製造業(50m³/日未満)		1,300(1,000)	
	魚粉飼料製造業（フィッシュソリュブル製造業を含む。)(50m³/日未満)		780(600)	
	屎尿処理施設(屎尿浄化槽以外のもの)		40(30)	90(70)
	屎尿浄化槽（処理対象人員が501 人以上のものに限る。）		40(30)	90(70)
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）		(20)	(70)
苫小牧海域　(48)	りん酸質肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び金属製品製造業		30(20)	40(30)
白老海域　(48)	パルプ製造業			90(70)
	屎尿浄化槽（処理対象人員が501 人以上のものに限る。）		40(30)	90(70)
室蘭海域(1)(48) 室蘭海域(2)(48) 室蘭海域(3)(48)	肉製品製造業		70(50)	70(50)
	乳製品製造業(1,000m³/日以上)		70(50)	70(50)
	りん酸質肥料製造業		60(40)	70(50)
	無機化学工業製品製造業、石油精製業及び廃油処理業		30(20)	40(30)
	鉄鋼業		40(30)	70(50)
	セメント製品製造業		30(20)	
	ガス製造業及びコークス製造業		60(40)	70(50)
	金属製品製造業		30(20)	70(50)
	屎尿処理施設（屎尿浄化槽以外のもの）		40(30)	90(70)
	屎尿浄化槽（昭和46年9月23日以前に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。）		120(90)	

適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/L)((　　)内は日間平均)		
		生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）
室蘭海域(1)(48) 室蘭海域(2)(48) 室蘭海域(3)(48)	屎尿浄化槽（昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が 501人以上のものに限る。）		80(60)	
	屎尿浄化槽（昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。）		40(30)	90(70)
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）		(20)	(70)
	下水道終末処理施設（高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）		(60)	(120)
紋別海域（49）	水産食料品製造業（20m^3/日以上50m^3/日未満）		1,300(1,000)	
	魚粉飼料製造業（フィッシュソリュブル製造業を含む。）(20m^3/日以上50m^3/日未満)		780(600)	
	パルプ製造業			90(70)
	屎尿浄化槽（処理対象人員が501人以上のものに限る。）		40(30)	90(70)
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）		(20)	(70)
根室海域（49）	水産食料品製造業（20m^3/日以上50m^3/日未満）		1,300(1,000)	
	魚粉飼料製造業（フィッシュソリュブル製造業を含む。）(20m^3/日以上50m^3/日未満)		780(600)	
	屎尿処理施設（屎尿浄化槽を除く。）		40(30)	90(70)
	屎尿浄化槽（処理対象人員が501人以上のものに限る。）		40(30)	90(70)
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）		(20)	(70)
釧路海域(旧釧路川の部分を除く。)(49)	水産食料品製造業（20m^3/日以上50m^3/日未満）		1,300(1,000)	
	魚粉飼料製造業（フィッシュソリュブル製造業を含む。）(20m^3/日以上50m^3/日未満)		780(600)	
	パルプ製造業			90(70)

適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/L)((　　)内は日間平均)		
		生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）
釧路海域(旧釧路川の部分を除く。)(49)	屎尿浄化槽（昭和 46 年9月 23 日以前に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）		120(90)	
	屎尿浄化槽（昭和 46 年9月 24 日から昭和 47 年9月 30 日までの間に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）		80(60)	
	屎尿浄化槽（昭和 47 年 10 月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）		40(30)	90(70)
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）		(20)	(70)
伊達海域　(49)	農産保存食料品製造業		130(100)	
	てん菜糖製造業		4月1日～12 月 31 日 120(100)	90(70)
	非鉄金属製造業		40(30)	70(50)
	屎尿処理施設（屎尿浄化槽を除く。）		40(30)	90(70)
	屎尿浄化槽（昭和 46 年9月 23 日以前に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）		120(90)	
	屎尿浄化槽（昭和 46 年9月 24 日以後に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）		40(30)	90(70)
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）		(20)	(70)
小樽海域（50）	肉製品製造業		70(50)	70(50)
	水産食料品製造業（20m^3/日以上 50m^3/日未満）		1,300(1,000)	
	魚粉飼料製造業（フィッシュソリュブル製造業を含む。）(20m^3/日以上 50m^3/日未満)		780(600)	
	と畜業			70(50)
	屎尿浄化槽（昭和 46 年9月 23 日以前に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）		120(90)	
	屎尿浄化槽（昭和 46 年9月 24 日以後に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）		40(30)	90(70)
	下水道終末処理施設		(60)	(70)
網走海域（50）	水産食料品製造業（20m^3/日以上 50m^3/日未満）		1,300(1,000)	
	魚粉飼料製造業(フィッシュソリュブル製造業を含む。)(20m^3/日以上 50m^3/日未満)		780(600)	

適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/L)((　　)内は日間平均)		
		生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）
函館海域　(50)	水産食料品製造業（20m³/日以上 50m³/日未満）		1,300(1,000)	
	農産保存食料品製造業		120(100)	
	魚粉飼料製造業（フィッシュソリュブル製造業を含む。）(20m³/日以上 50m³/日未満)		780(600)	
	カーバイド法アセチレン誘導品製造業		30(20)	40(30)
	石油精製業		30(20)	40(30)
	セメント製品製造業		30(20)	40(30)
	ガス供給業		60(40)	70(50)
	と畜業			70(50)
	屎尿処理施設（屎尿浄化槽を除く。）		40(30)	90(70)
	屎尿浄化槽（昭和 46 年9月 23 日以前に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）		120(90)	
	屎尿浄化槽（昭和 46 年9月 24 日以後に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）		40(30)	90(70)
洞爺湖水域（48）	農産保存食料品製造業		110(80)	90(70)
屈斜路湖水域（49）	屎尿浄化槽（処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）		40(30)	90(70)
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）		(20)	(70)
阿寒湖水域（49）	屎尿浄化槽（処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）		40(30)	90(70)
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）		(20)	(70)
能取湖水域（50）	屎尿処理施設（屎尿浄化槽を除く。）		40(30)	90(70)
厚岸湖水域（50）	屎尿処理施設（屎尿浄化槽を除く。）		40(30)	90(70)

備考

1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2 この表に掲げる排水基準は、この表に特別の定めがあるものを除くほか、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

注）業種又は施設の欄の(　　)内の「○○m³/日以上」、「○○m³/日以上○○m³/未満」、「○○m³/未満」は、上乗せ排水基準が適用となる１日当たりの平均的な排出水の量を表しています。

（３） 生活環境項目・有害物質に係る排水基準(条例別表第３)

適用区域(設定年)	業種	許容限度(mg/L)						
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	フェノール類含有量	銅含有量	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	弗素含有量（ふっ素及びその化合物）
（一律排水基準）		5	5	3	2	10	10	海域以外排出 8 海域排出 15
石崎川水域　(48)	特定金属鉱業			0.9				
堀株川水域　(48)	特定金属鉱業			1.2				
余市川水域　(50)	特定金属鉱業			0.9	1.5			
苫小牧海域　(48)	全業種		1					
室蘭海域(1)（48） 室蘭海域(2)（48） 室蘭海域(3)（48）	全業種		1					
伊達海域　(48)	特定金属鉱業			1.8				
	非鉄金属製造業			0.3	0.5	1	1	
洞爺湖水域　(48)	全業種	1	1					3
屈斜路湖水域(50)	全業種	1	1					
阿寒湖水域　(49)	全業種	1	1					
支笏湖水域　(50)	特定金属鉱業			1.5				
	全業種	1	1					
大沼水域　(50)	全業種	1	1					
サロマ湖水域(50)	全業種	1	1					
能取湖水域　(50)	全業種	1	1					
厚岸湖水域　(50)	全業種	1	1					

備考

1　「特定金属鉱業」とは、鉛鉱業、亜鉛鉱業、鉛亜鉛鉱業、銅鉱業、硫化鉄鉱業、黄鉄鉱業、磁硫鉄鉱業、すず鉱業、砂すず鉱業、アンチモン鉱業、水銀鉱業、蒼鉛鉱業及び砒鉱鉱業をいう。

2　この表に掲げる排水基準は、１日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

3　この表に掲げる弗素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(昭和 49 年 12 月１日)において現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

（参考）適用区域の範囲

名称	範囲
小樽海域	朝里川河口左岸と高島岬突端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
紋別海域	渚滑川河口右岸と同地点から東に2,000mの地点を結ぶ線、同地点とフンベオマナイ川河口左岸から北に3,000mの地点を結ぶ線、同地点とフンベオマナイ川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
網走海域	駒場川河口左岸と同地点から東北東に2,000mの地点を結ぶ線、同地点と二ツ岩頂から東南東に1,500mの地点を結ぶ線、同地点と二ツ岩頂を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域（網走川水域を除く。）
釧路海域	釧路市新野と白糠町コイトイの境界の陸岸と同地点から南に3,000mの地点を結ぶ線、同地点と春採川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域（釧路川水域（旧釧路川の部分を除く。）及び阿寒川水域を除く。）
苫小牧海域	苫小牧港東防波堤、同港東防波堤南端と同港西防波堤南端を結ぶ線、同港西防波堤及び陸岸により囲まれた海域
室蘭海域（１）	知利別川河口左岸からニマ岬の方向へ陸岸沿いに800mの地点を中心とする半径100mの円弧及び陸岸により囲まれた海域
室蘭海域（２）	知利別川河口左岸からニマ岬の方向へ陸岸沿いに1,300mの地点を中心とする半径200mの円弧及び陸岸により囲まれた海域
室蘭海域（３）	チマイベツ川河口左岸と同地点から南南西に引いた線がニマ岬の突端から西北西に引いた線と交わる地点を結ぶ線、同地点とニマ岬の突端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（室蘭海域（１）及び室蘭海域（２）に係る部分を除く。）並びにこれに流入する公共用水域並びにイタンキ岬の突端と鷲別岬の突端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
伊達海域	エントモ岬の突端と同地点から南に1,500mの地点を結ぶ線、同地点とシャミチセ川河口右岸から南西に1,500mの地点を結ぶ線、同地点とシャミチセ川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
函館海域	大鼻岬の突端と葛登志岬の突端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
稚内海域	野寒布岬の突端と同地点から東南東に引いた線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
白老海域	敷生川河口右岸から登別市の方向へ陸岸沿いに1,500mの地点と同地点から南東に2,500mの地点を結ぶ線、同地点と白老川河口右岸から南南東に2,500mの地点を結ぶ線、同地点と白老川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
根室海域	一番川河口左岸と同地点から西北西に1,000mの地点を結ぶ線、同地点と第一穂香川河口右岸から北西に1,000mの地点を結ぶ線、同地点と第一穂香川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域並びに花咲岬の突端と同地点から西に引いた線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
支笏湖水域	支笏湖及びこれに流入する公共用水域
洞爺湖水域	洞爺湖及びこれに流入する公共用水域
大沼水域	大沼及び小沼並びにこれらに流入する公共用水域
サロマ湖水域	サロマ湖及びこれに流入する公共用水域（佐呂間別川水域を除く。）
能取湖水域	能取湖及びこれに流入する公共用水域
屈斜路湖水域	屈斜路湖及びこれに流入する公共用水域
阿寒湖水域	阿寒湖及びこれに流入する公共用水域
厚岸湖水域	厚岸湖及びこれに流入する公共用水域

３　特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件

特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件は、水質汚濁防止法施行規則第６条の２の規定に基づく環境大臣が定める検定方法(平成元年８月 21 日環境庁告示第 39 号)により左欄に掲げる有害物質を検定した場合において、右欄に掲げる値以上の有害物質が検出される場合です。

有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	0.001mg/L
シアン化合物	0.1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	0.1mg/L
鉛及びその化合物	0.005mg/L
六価クロム化合物	0.01mg/L
砒素及びその化合物	0.005mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	0.0005mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.0005mg/L
トリクロロエチレン	0.002mg/L
テトラクロロエチレン	0.0005mg/L
ジクロロメタン	0.002mg/L
四塩化炭素	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体　0.004mg/L トランス体　0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.0002mg/L
チウラム	0.0006mg/L
シマジン	0.0003mg/L
チオベンカルブ	0.002mg/L
ベンゼン	0.001mg/L
セレン及びその化合物	0.002mg/L
ほう素及びその化合物	0.2mg/L
ふっ素及びその化合物	0.2mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物　0.7mg/L 亜硝酸化合物　0.2mg/L 硝酸化合物　0.2mg/L
塩化ビニルモノマー	0.0002mg/L
1,4-ジオキサン	0.005mg/L

第４　構造等規制制度

１ 構造等規制制度の概要

平成 24 年６月１日に改正水質汚濁防止法（以下、改正法）が施行され、有害物質による地下水の汚染を未然に防止することを目的として、有害物質を使用する施設（有害物質使用特定施設）及び有害物質を貯蔵する施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置者に対し、施設の構造等に関する基準の遵守と定期点検の実施を義務づける新たな制度が導入されました。

対象となる事業者は、水質汚濁防止法に規定する有害物質を貯蔵する施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置者及び有害物質を製造し、使用し、又は処理をする施設（有害物質使用特定施設）の設置者です。
なお、排水の全量を下水道に排出し、公共用水域には排出しない有害物質使用特定施設についても、改正法により適用対象となりました。

（１） 設置者の義務

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の設置者に対し、次のことを義務づけています。

① 特定施設等の設置に係る義務（法第５条第１項～第３項）
施設の構造、設備、使用の方法等について知事へ届け出なければならない。
② 構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務（法第 12 条の４）
有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準（以下「構造等に関する基準」という。）を遵守しなければならない。
③ 定期点検の実施義務（法 14 条第５項）
有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の設置者、施設の構造・設備・使用の方法について、定期に点検し、その結果を記録、保存しなければならない。

(２)「新設の施設」と「既設の施設」の適用について

有害物質を含む水の地下への浸透を効果的に未然防止できるよう、「新設の施設」（改正法施行後に新たに設置された施設）」及び「既設の施設」（改正法施行の際既に設置されていた施設）に係る基準については、次のとおり適用されています。

○ 各基準について

Ａ基準	新設の施設を対象とした構造等に関する基準。 定期点検の内容は、構造等の基準に応じて、個別に設定されている。 ※構造等に関する基準が適合していれば、既設の施設にも適用可能。
Ｂ基準	既設の施設に対する構造等に関する基準。 定期点検の内容は、Ａ基準に比べて構造上の要求水準が低いことから、点検頻度を高める等、Ａ基準に対応するものよりも充実した内容とすることを基本としている。

２　構造等に関する基準及び定期点検の方法

（1）構造、設備及び使用の方法に関する基準

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、①施設の床面及び周囲、②施設に付帯する配管等、③施設に付帯する排水溝等、④地下貯蔵施設について定められている構造、設備及び⑤使用の方法に関する基準を満たす必要があります。

各構造及び設備の基準は下表のとおりです。
構造等に関する基準が適用される範囲や基準の詳細については、環境省「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」をご参照ください。
また、管理要領の策定に当たっては、環境省「地下水汚染未然防止のための管理要領等策定の手引き」をご参照ください。

表．有害物質使用特定施設等に係る構造基準等（規則第８条の３～規則第８条の７）

区分	施設の主な構造基準	A基準	B基準
施設の床面及び周囲	規則第８条の３ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体（第８条の６に規定する地下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」という。）が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。 ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあつては、この限りではない。 １　次のいずれにも適合すること。 イ　床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 ロ　防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。 ２　前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	○ 1又は2のいずれかに適合すること	
	省令附則第３条第１項 次のいずれかに適合していること 。 １　次のいずれにも適合していること。 イ　施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が不浸透性床面基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について不浸透性床面基準及び防潮堤等基準に適合すること。 ロ　施設本体からの有害物資を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。 ２　施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規則第8条の3第1号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第8条の3に規定する基準に適合すること。		○ 1又は2のいずれかに適合すること

<table>
<tr><th>区分</th><th>施設の主な構造基準</th><th>A基準</th><th>B基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">施設に付帯する配管等</td><td>規則第８条の４
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであること。
地上：1 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。
イ 次のいずれにも適合すること。（目視確認が容易にできない場合）
（1）有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な上強度を有すること。
（2）有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
（3）配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。
ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易確認できるように床面から離して設置されていること。
地下：2 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。
イ 次のいずれにも適合すること。
（1）トレンチの中に設置されていること。
（2）（1）のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。
ロ 次のいずれにも適合すること。
（1）有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。
（2）有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
（3）配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。
ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</td><td>○
地上配管等は１に適合すること
地下配管等は２に適合すること</td><td></td></tr>
<tr><td>省令附則第４条第１項
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第８条の４に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。
地上：1 配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。
地下：2 配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。
イ トレンチの中に設置されていること。
ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を測定するための装置を適切に配置することその他の有害物を含む水の漏えいを確認できる措置が講じられていること。
ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</td><td></td><td>○
地上配管等は１に適合すること
地下配管等は２に適合すること</td></tr>
</table>

区分	施設の主な構造基準	A基準	B基準
施設に付帯する排水溝等	規則第８条の５ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。 １ 次のいずれにも適合すること。 イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。 ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 ２ 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	○ 1又は2のいずれかに適合すること	
	省令附則第５条第１項 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している排水溝等（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第8条の5に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該排水溝等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。） １ 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。 ２ 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。		○ 1又は2のいずれかに適合すること
地下貯蔵施設	規則第８条の６ 有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの（以下「地下貯蔵施設」という。）は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。 １ 次のいずれにも適合すること。 イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。 ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。 ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。 ２ 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	○ 1又は2のいずれかに適合すること	
	省令附則第６条第１項 地下貯蔵施設（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第8条の6に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該地下貯蔵施設が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。 １ 次のいずれにも適合すること。 イ 新規則第8条の6第1号ハに適合すること。 ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。 ２ 次のいずれにも適合すること。 イ 新規則第8条の6第1号ハに適合すること。 ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。 ３ 前2号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。		○ 1、2又は3のいずれかに適合すること

施設に係る使用の方法に関する基準	A基準	B基準
規則第８条の７ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。 １　次のいずれにも適合すること。 イ　有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。 ロ　有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。 ハ　有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。 ２　前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。	○	○

（２）　定期点検の方法等

①　点検の方法

点検の対象となる構造又は設備は、構造等の基準が定められている有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の本体が設置される床面及び周囲に設ける防液堤等、付帯する配管等及び排水溝、地下貯蔵施設本体のほか、構造等に関する基準の定められていない施設本体も該当します。

点検方法は大きく分けて、破損等の確認、漏えい等の有無の確認の二通りが位置づけられており、個別の構造等に関する基準に応じて次頁の表のとおり設定されています。

点検の具体的手法及び参考事例等は、環境省「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」をご参照ください。

②　点検の記録

点検を行ったときは次の事項を記録し、点検の日から３年間保存しなければなりません。
（規則第９条の２の３第１項及び第２項）

１　点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
２　点検年月日
３　点検の方法及び結果
４　点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
５　点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

定期点検以外であっても、異常又は有害物質を含む水の漏えいが確認された場合には、定期点検に準じた取り扱いとすることとし、その記録を３年間保存するよう努めることとしています。（規則第９条の２の３第３項）

③　異常時の措置

点検により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常若しくは有害物質を含む水の漏えい等（以下「異常等」という。）が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講じなければなりません。（規則第９条の２の２第３項）

表．点検事項及び回数（規則第９条の２の２）

区分	施設の構造又は設備	点検を行う事項	点検の回数	A基準	B基準
施設本体の床面及び周辺	施設本体が設置される床面及び周囲 （施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合を除く。）	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	○	○
		防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上	○	○
	施設本体が設置される床面及び周囲 （施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合に限る。）	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上	○	
施設本体	施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	○	○
		施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上	○	
			1月に1回以上		○
			ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。		
配管等	地上に設置されている場合	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	○	
			6月に1回以上		○
		配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上	○	
			6月に1回以上		○
	地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	○	
			6月に1回以上		○
		配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上	○	
			6月に1回以上		○
		トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	○	
			6月に1回以上		○

区分	施設の構造又は設備	点検を行う事項	点検の回数	A基準	B基準
配管等	地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年※に1回以上 ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。 ※ 危険物の規制に関する規則(第 62 条の5の3に規定する地下埋設配管であって消防法第 11 条第5項に規定する完成検査を受けた日から 15 年を経過していないものである場合又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月)に1回以上行う場合にあっては、3年。	○	
		配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月※に1回以上 ※ 有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月。		○
排水溝等	排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年※に1回以上 ※ 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置若しくは排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透の点検を1月(有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月)に1回以上行う場合にあっては、3年。	○	
			6月に1回以上		○

区分	施設の構造又は設備	点検を行う事項	点検の回数	A基準	B基準
排水溝等	排水溝等	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月※に1回以上 ※有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月。		○
地下貯蔵施設	地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年※に1回以上 ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。 ※ 危険物の規制に関する政令第 13 条第1項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第2項に規定する二重殻タンクであって消防法第 11 条第5項に規定する完成検査を受けた日から 15 年を経過していないものである場合又は地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上行う場合にあっては、3年。	○	
	地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置の設置その他水量を確認できる措置及び漏えい防止のため、内部コーティングが行われているもの（同等以上の効果を有する措置が講じられているものに限る。）を除く。		1年に1回以上 ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。		○
	地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること及び有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていることに適合するもの及び前記と同等以上の効果を有する措置が講じられていることに適合するもの（同等以上の効果を有する措置が講じられているものに限る。）に限る。	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月※に1回以上 ※ 有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月。		○

区分	点検を行う事項	点検の回数	A基準	B基準
使用の方法に関する点検	使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について	１年に１回以上	○	○

第５　届出

１　届出の概要

水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置等の届出は、排水基準及び有害物質を含む特定地下浸透水の浸透の禁止を遵守させるための事前予防措置として、工場または事業場に特定施設を設置しようとする者に対し、あらかじめ必要事項を都道府県知事に届け出ることを義務づけています。また、平成24年６月からは、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の設置等をしようとする者について、公共用水域への排出の有無に関わらず届出が必要となりました。

これにより、都道府県知事は、規制対象となる特定施設の状況を把握するとともに、当該届出のあった事項につき審査を行い、その設置しようとする特定施設から排出される水及び地下に浸透する水が公共用水域及び地下水の水質の汚濁に及ぼす影響を事前に十分検討したうえ、届け出た特定施設に係る排出水が排水基準に適合しないと認めるとき又は、特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、当該特定施設の構造や使用方法に関する計画変更、特定施設の設置に関する計画の廃止などを命ずることができます。

また、有害物質を使用又は貯蔵する施設については、有害物質が地下浸透することに起因する地下水汚染を防ぐために、構造、点検等の基準が遵守されていることを確認し、基準に適合していないと認められる場合は、計画の変更又は廃止を命ずることができます。

さらに、特定事業場等の設置者は、事故により有害物質、指定物質又は油を含む水若しくは排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

(１)　届出の種類

種類 （適用条項）	届出の内容	届出期限	届出違反に対する罰則（適用条項）
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出 （法第５条）	工場又は事業場から公共用水域(注1)へ水を排出する者が、特定施設（有害物質使用特定施設を含む）を設置しようとするとき　（第１項）	設置の工事着手予定日の60日前まで	３月以下の懲役又は30万円以下の罰金 （法第32条）
	地下に「有害物質使用特定施設」に係る汚水等を含む水を浸透させる者が「有害物質使用特定施設」を設置しようとするとき　（第２項）		
	「有害物質使用特定施設」を設置しようとするとき（第１項又は第２項に規定する者が設置する場合を除く。）、又は「有害物質貯蔵指定施設」を設置しようとするとき　（第３項）		

種類 （適用条項）	届出の内容	届出期限	届出違反に対する 罰則（適用条項）
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）構造等変更届出 （法第７条）	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、使用方法、汚水等の処理方法、排出水の汚染状態や量又は特定地下浸透水の浸透の方法等について変更しようとするとき	変更の工事着手予定日の 60 日前まで	３月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金（法第 32 条）
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用届出 （法第６条）	従来、特定施設又は有害物質貯蔵指定指定施設ではなかった施設が法改正により新たに届出対象施設となった場合、既に当該施設を設置（工事中を含む。）しているとき（有害物質使用特定施設以外の特定施設のみの場合は、公共用水域へ排出水を排出している場合に限る。）	特定施設に指定された日から 30 日以内	20 万円以下の罰金（法第 33 条）
氏名等変更届出 （法第 10 条）	届出者の氏名又は名称及び住所、事業場の名称及び所在地に変更があったとき	変更のあった日から 30 日以内	10 万円以下の過料（法第 35 条）
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出 （法第 10 条）	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止(注 2)したとき	廃止した日から 30 日以内	10 万円以下の過料（法第 35 条）
承継届出 （法第 11 条第３項）	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を譲り受け、又は借り受けた者、若しくは相続、合併又は分割により届出者の地位を承継したとき	承継の日から 30 日以内	10 万円以下の過料（法第 35 条）
事故の届出 （法第 14 条の２）	事故により有害物質、指定物質又は油を含む水若しくは排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域(注 1)に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき	事故発生後速やかに	６月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（法第 31 条）

（注１）公共用水域に水を排出する場合は、その関係する公共用水域の管理者（河川管理者等）への協議や１０ページの関係機関への手続き等を行ってください。

（注２）有害物質使用特定施設の使用を廃止した際には、土壌汚染対策法第３条第１項の規定により、事業場の土地の所有者等は、敷地について土壌汚染状況調査を指定調査機関に実施させて、その結果を知事等に報告することが義務付けられています。

ただし、当該土地について予定されている利用の方法からみて、土壌の汚染による人への健康被害が生ずるおそれがない旨の知事等の確認を受けた場合に限り、土壌汚染状況調査の義務が一時的に免除されます。

（2） 届出の手続き

北海道内において、水質汚濁防止法に基づく届出を行う場合は、特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場、事業場が所在する区域を所管する総合振興局又は振興局（以下「振興局」といいます。）に届け出てください。（札幌市、函館市、旭川市の区域の場合は、各市役所）

① 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出（工事に着手する予定日より 60 日以前に提出）

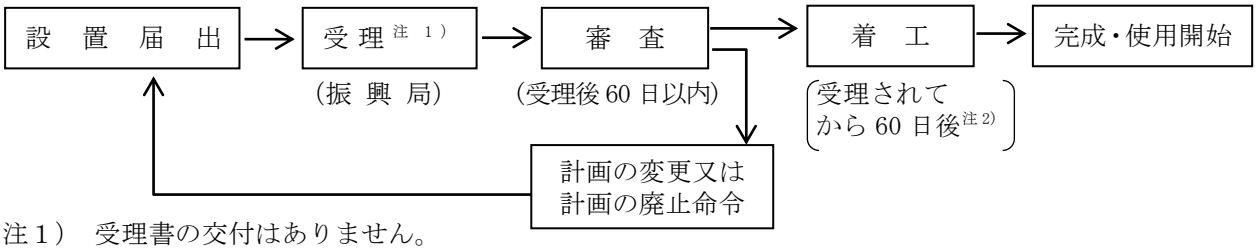

注１） 受理書の交付はありません。

注２） 届出の受理日から原則として 60 日を経過しなければ施設の設置に係る着工はできません。ただし、振興局における審査が終了し、その結果、届出内容が法に適合していると認められ、実施の制限期間の短縮が通知された場合は、この限りではありません。

② 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造等（施設の構造及び使用方法、汚水等の処理の方法）変更届出（工事に着手する予定日より 60 日以前に提出）

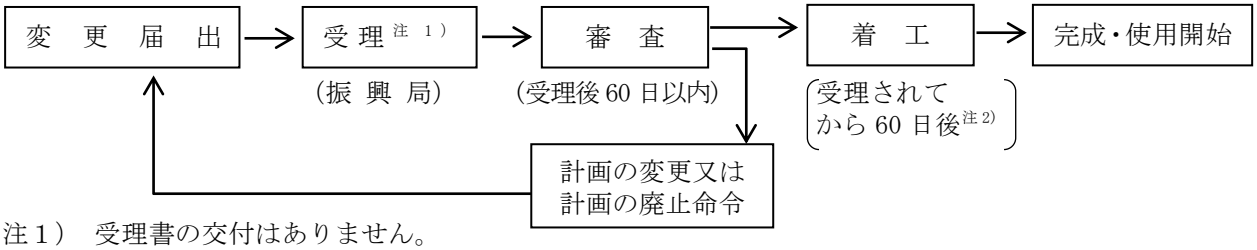

注１） 受理書の交付はありません。

注２） 届出の受理日から原則として 60 日を経過しなければ施設の変更に係る着工はできません。ただし、振興局における審査が終了し、その結果、届出内容が法に適合していると認められ、実施の制限期間の短縮が通知された場合は、この限りではありません。

③ 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用届出（ある施設が届出対象施設となった日から 30 日以内に提出）

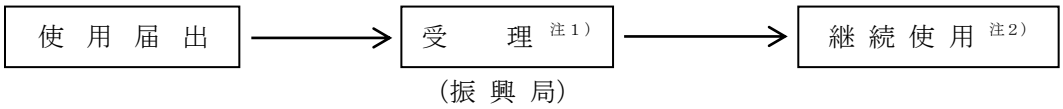

注１） 受理書の交付はありません。

注２） 法第 12 条第１項（排出水の排水の制限）及び第 13 条第１項、第 13 条の２第１項（改善命令等）については、６月間（又は１年間）適用が猶予されます。ただし、使用届出の対象施設が設置されている工場、事業場が既に特定事業場である場合は、適用は猶予されません。また、使用届出の対象施設からの水が既に特定地下浸透水である場合も、適用は猶予されません。

④ 氏名等変更届出、特定施設使用廃止届出、承継届出（それぞれの事実発生の日から 30 日以内）

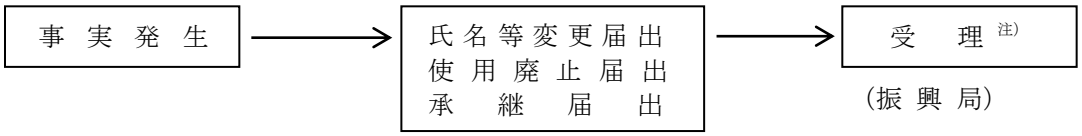

注）受理書の交付はありません。

（3） 届出に必要な書類

水質汚濁防止法に基づく届出に必要な書類は次表のとおりで、提出部数は、正本（振興局用）とその写し（届出施設が設置されている市町村用）各１部です。

特定施設の構造等変更届出の提出にあっては、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対照できるように記入してください。

○ 水質汚濁防止法に基づく届出に必要な書類

◎は必須書類、○は必要に応じて添付する書類
「様式第○」、「別紙○」：規則第3条関係

必要書類等 ＼ 届出の種類		設置 法第５条 第１項	設置 法第５条 第２項	設置 法第５条 第３項	構造等変更 法第７条 法第５条第１項関係	構造等変更 法第７条 法第５条第２項関係	構造等変更 法第７条 法第５条第３項関係	使用 法第６条 法第５条第１項関係	使用 法第６条 法第５条第２項関係	使用 法第６条 法第５条第３項関係	氏名等変更 法10条	使用廃止 法10条	承継 法11条
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書	様式第１	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
氏名等変更届出書	様式第５										◎		
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書	様式第６											◎	
承継届出書	様式第７												◎
特定施設等の構造	別紙１	◎			○			◎					
特定施設等の設備	別紙１の２	○			○			○					
特定施設等の使用の方法	別紙２	◎			○			◎					
汚水等の処理の方法	別紙３	◎			○			◎					
排出水の汚染状態及び量	別紙４	◎			○			◎					
排出水に係る用水及び排水の系統	別紙６	◎			○			◎					
有害物質使用特定施設の構造	別紙７		◎			○			◎				
有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙８		◎			○			◎				
汚水等の処理の方法	別紙９		◎			○			◎				
特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10		◎			○			◎				
特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11		◎			○			◎				
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12			◎			◎			○			
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13			◎			◎			○			
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14			◎			◎			○			
施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15			◎			◎			○			
特定施設を含む操業の系統図	任意様式	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎			
汚水処理の系統図	任意様式	◎	◎		○	○		◎	◎				
特定施設の構造図	任意様式	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	○			
汚水処理施設の構造図	任意様式	◎	◎		○	○		◎	◎				
特定事業場付近見取図	任意様式	◎	◎	◎	○	○		◎	◎	◎			
事業場全体の配置図 (1) 特定施設の設置場所 (2) 特定施設に関連する主要機械又は主要装置の設置場所 (3) 汚水処理施設の設置場所 (4) 排水口の位置 (5) 汚水、排水の導水経路	任意様式	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	○		○	○
(6) 特定地下浸透水の浸透施設の位置及び浸透場所の位置	任意様式		◎			○			◎				

２　届出書の記載要領と記載例

各届出の記載要領は次のとおりです。

また、一部業種の設置届の記載例を巻末に示してありますので、参考にしてください。

（1）　特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置届（法第５条）、構造等の変更届（法第７条）、使用届（法第６条）の記載要領「様式第１、別紙１～15 及び添付図面」

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置の届出、特定施設の構造等の変更届出、特定施設の使用の届出には、いずれの届出にも様式第１を使用します。記載要領は次のとおりです。

①　様式第１の記載について

(ｱ)　届出者

原則として、個人営業のときは事業主、法人のときは法人名、代表者の役職名・氏名及び住所を記載してください。

また、届出内容に係る照会を行う際の連絡先（担当者名及び電話番号）も記載をお願いします。

(ｲ)　特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の種類

政令別表第１(p.12)の当該特定施設（有害物質貯蔵指定施設）（以下「特定施設等」という。)に該当する施設番号及びその名称を記載してください。

例)「旅館業の用に供するちゅう房施設」の場合：「66 の３　イ　ちゅう房施設」

②　別紙１(特定施設の構造)、別紙７(有害物質使用特定施設の構造)及び別紙 12（有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造）の記載について

(ｱ)　工場又は事業場における施設番号

当該工場又は事業場内の全施設のうちから当該特定施設等を特定するために当該工場又は事業場において用いられている番号、名称等があれば、それを記載してください。

(ｲ)　特定施設号番号及び名称

政令別表第１(p.12)から該当する施設番号及びその名称を記載してください。

(ｳ)　型式

名称、型式・台数等を記載してください。

(ｴ)　構造

木製、コンクリート製、鉄製等の構造を記載してください。

(ｵ)　主要寸法

施設の縦、横、深さ等について記載してください。

(ｶ)　能力

その施設の時間当たり又は１日当たりの原料の処理能力等を表示しやすい重量又は長さ等により記載してください。

例)・浄化槽　処理水量 ○○m^3/日、○○人槽

・クリーニング機　○○kg/回

・ちゅう房　○○食/日　等

(ｷ)　主要機械又は主要装置の配置

工場全体の配置図(平面図)を添付し、その中に主な機械又は主な装置について設置場所を明示してください。

なお、この図面は③(ｶ)「設備の配置」、④(ｱ)「特定施設等の設置場所」及び⑤(ｱ)「汚水処理施設の設置場所」のものと併用して差し支えありません。

(ｸ)　特定施設等の工事着手年月日等

特定施設等に係る工事着手及び完成予定年月日並びに使用開始の予定年月日を記入してください。

なお、特定施設等の変更の場合であって、変更しようとする施設の使用を中断しないときは、その旨をその他参考となるべき事項の欄に記載してください。ただし、第６条に基づく届出の場合は、設置年月日のみ記載してください。

③　別紙１の２(特定施設の設備)及び、別紙 13(有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備)の記載について

(ｱ) 工場又は事業場における施設番号

当該工場又は事業場内の全施設のうちから当該特定施設等を特定するために当該工場又は事業場において用いられている番号、名称等があれば、それを記載してください。

※　別紙１の２に記載する番号は、別紙１に記載した番号と同じ番号となります。

(ｲ) 特定施設号番号及び名称※

政令別表第１(p.12)から該当する施設番号及びその名称を記載してください。

※ 別紙 13 については、特定施設号番号及び名称に代えて、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別を記載することとされていますが、有害物質使用特定施設の場合は、施設番号及びその名称も記載してください。

(ｳ)　設備

施設に付帯する配管、バルブ類、ポンプ設備、排水溝、ためます等の設備名を記載してください。

(ｴ)　構造

設備の材質等を記載し、検知設備等を有する場合にはその旨を記載してください。

(ｵ)　主要寸法

主要な設備に係る、径・長さ・幅・深さ等について記載してください。

(ｶ)　配置

工場全体の配置図(平面図)を添付し、その中に有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置場所を明示してください。

④　別紙２(特定施設等の使用の方法)、別紙８(有害物質使用特定施設の使用の方法)及び別紙 14(有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法) の記載について

(ｱ)　特定施設等の設置場所

工場全体の配置図(平面図)に特定施設等の設置場所を明示してください。

(ｲ)　特定施設等を含む操業の系統

特定事業場の生産工程等について、原料から仕上げ、出荷までを特定施設等を含めて記載してください。

(ｳ)　特定施設等の使用時間間隔及び１日当たりの使用時間並びに使用の季節変動

a　特定施設等の使用時間間隔及び１日当たりの使用時間

１日当たりの使用時間は、日によって変動のある場合は、平均使用時間を記載するとともに、特定施設等を断続的に使用している場合は、その時間間隔を記載してください。

例)・○○時～○○時(○時間)
・○月～○月　○○時～○○時(○時間)
△月～△月　△△時～△△時(△時間)
・連続○時間
・１時間間隔で○分ずつ△回/日
・24 時間連続○交替　　等

b　使用の季節変動

使用期間が限定されている、又は季節によって使用時間等が異なる場合は、その旨記載してください。

また、季節的に変動がある場合は、「○月～○月少ない」「△月～△月多い」等と記載してください。

(ｴ)　原材料の種類、使用方法及び１日当たりの使用量

a　使用方法については、特定施設等ごとの原材料の処理状態を記載してください。

b　１日当たりの使用量は、１日当たりの平均的な量を記載してください。

(ｵ)　汚水等の汚染状態

特定施設等から排出される汚水等の汚染状態について、通常(１日の平均的な汚染状態)及び最大の濃度を実績値、設計値又は文献値等により記載してください。

項目の欄は、適用となる排水基準項目について記載してください。ただし、有害物質につ

いては、原材料、使用薬品等、工程から判断して排出が考えられる物質を記載してください。
なお、別紙８では、有害物質による汚染状態を必ず記載してください。

(ｶ) 汚水等の量

日平均排水量を通常の欄に、最大値を最大の欄に、それぞれ実績値、設計値等により記載してください。

(ｷ) その他参考となるべき事項

特定施設等の使用の方法について、その他参考となるべき事項があれば記載してください。

⑤ 別紙３及び９(汚水等の処理の方法)の記載について

(ｱ) 処理施設の設置場所

工場全体の配置図(平面図)に汚水処理施設の設置場所を明示してください。

(ｲ) 汚水処理施設の工事着手年月日等

汚水処理施設に係る工事着手及び完成予定年月日並びに使用開始予定年月日を記載してください。ただし、第６条の届出の場合は、設置年月日のみ記載してください。

(ｳ) 汚水処理施設の種類、型式、構造、主要寸法、能力及び処理の方式

a 種類及び型式：活性汚泥処理施設、浮上分離施設、活性炭吸着施設等を記載してください。
b 構造：コンクリート、木製、FRP 等
c 主要寸法：施設の縦、横、深さ、容量等について記載してください。
d 能力：施設の時間当たり又は１日当たりの能力を記載してください。
e 処理の方式：処理方式を記載してください。
例）アルカリ塩素法、還元中和法、活性汚泥法、回転円板法、加圧浮上法、凝集沈殿法、中和、砂ろ過等

(ｴ) 処理の系統

汚水の処理工程図を作成し、添付してください。

(ｵ) 集水及び導水の方法

汚水等の集水及び汚水処理施設までの導水の方法について、トラフ、管、ポンプ等による導水の方法を記載してください。

(ｶ) 汚水処理施設の使用時間間隔及び１日当たりの使用時間並びに使用の季節変動

a 汚水処理施設の使用時間間隔及び１日当たりの使用時間

１日当たりの使用時間は、日によって変動のある場合は、平均使用時間を記載するとともに、汚水処理施設を断続的に使用している場合は、その時間間隔を記載してください。

例）・○○時～○○時(○時間)
・○月～○月　○○時～○○時(○時間)
△月～△月　△△時～△△時(△時間)
・連続○時間
・1 時間間隔で○分ずつ△回/日
・24 時間連続○交替 等

b 使用の季節変動

使用期間が限定されている、又は季節によって使用時間等が異なる場合は、その旨記載してください。

また、季節的に変動がある場合は、「○月～○月少ない」「△月～△月多い」等と記載してください。

(ｷ) 消耗資材の１日当たりの用途別使用量

中和剤、凝集剤、酸化剤等、その他反応の用に供する消耗資材、薬品等の１日当たりの使用量を用途別に記載してください。

なお、季節的に変動がある場合は、時期ごとに分けて記載してください。

(ｸ) 汚水等の汚染状態及び量

a 処理前及び処理後の汚水等の汚染の状態

汚水処理施設の処理前及び処理後の汚水水質について、実績値、設計値又は文献値等によ

り記載してください。

項目については、適用となる排水基準項目を記載してください。ただし、有害物質については、原材料、使用薬品等、工程から判断して排出が考えられる物質を記載するようにしてください。

なお、別紙９では、有害物質による汚染状態を必ず記載してください。

b　処理前及び処理後の汚水量について、実際に処理施設に流入する日平均水量を通常とし、最大汚水量と分けて、実績値、設計値又は文献値等により記載してください。

(ｹ)　残さの種類等

汚水等の処理によって生ずる残さの種類など、１月間の種類別生成量及びその処理方法の概要について記載してください。

a　余剰汚泥及び残さ等の種類及び生成量を記載してください。

b　無機性排水については、化学処理した残さ(主として水酸化物)について記載してください。

c　有機性排水については、生物処理した残さ(主として余剰汚泥)について記載してください。

d　処理方法は発生する残さ等の種類ごとに自社処理、委託処理の別等、具体的に記載してください。

(ｺ)　排出水の排出方法

接続されている排出口及び排出口から公共用水域までの経路の概要を記載し、あわせて経路を特定事業場付近図で明示してください。

Ｕ字溝、素堀側溝、ポンプ等の排水施設の概要についても記載及び明示してください。

⑥　別紙４(排出水の汚染状態及び量)の記載について

(ｱ)　工場又は事業場における施設番号

特定事業場に複数の排出口がある場合、各排出口の番号等を記載してください。

例)・No.１排水口(工場系)、No.２排水口(生活系)、No.３排水口(雨水専用)

・排水口A(○○地区)、排水口B(△△地区)　等

(ｲ)　排出水の汚染状態及び量

排出水の量及び水質は、１日の平均的な値を通常の欄に、最大値を最大の欄に記入してください。

また、雨水排水についても記入してください。(雨水専用の排水口等で晴天時は排水がない場合は、通常０m^3/日としてください。最大は、測定結果がある場合、その値を記載してください。)

⑦　別紙６(用水及び排水の系統)、別紙 11(特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統)及び別紙 15（有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る用水及び排水の系統）の記載について

(ｱ)　用水及び排水の系統

系統の概要を、用水については青色、排水については赤色で記載してください。

系統図には、水量及び汚水等の水質も、記載してください。

また、あわせて工場全体の配置図(平面図)にも用水及び排水系統を同じ色分けで記載してください。

(ｲ)　用途別用水使用量

用途(原料用水、洗浄水、ボイラー用水、冷却用水、生活用水等の別)、使用水の種類(上水、工業用水、井戸水、海水等の別)、用水使用量(実績値、設定値、ポンプ能力等からの計算値)を記載してください。

※有害物質貯蔵指定施設の場合には、記載不要です。

⑧　別紙 10(特定地下浸透水の浸透の方法)の記載について

(ｱ)　浸透施設の位置

工場全体の配置図(平面図)に浸透施設の位置を明示してください。

(ｲ)　浸透水

a　工場又は事業場における施設番号の欄には、浸透施設の番号等を記載してください。

b　量の欄には、１日の平均的な値を通常、最大値を最大の欄にそれぞれ記載してください。

(ｳ)　その他参考となるべき事項

その他参考となるべき事項として、各浸透施設の構造等を記載してください。

⑨　その他

(ｱ)　特定施設等を既に設置している特定事業場が新たに特定施設等を設置する場合は、特定施設等の構造、使用方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量、特定地下浸透水の浸透の方法、特定施設等配置図、及び汚水処理系統図について、新設施設(増設施設)を赤色で着色するなど、既設施設等と新設施設等が区別できるように記載してください。

(ｲ)　特定施設等の構造等を変更しようと場合は、変更する部分を赤色で記載するなど、変更前と対照させて記載し、変更前後が分かるように記載してください。

(ｳ)　同一特定事業場において数種の業種(日本標準産業分類細分類に準ずる)の工程がある場合、届出書の別紙１、７、12「特定施設（有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設）の構造」及び別紙２、８、15「特定施設（有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法」の記載については、業種(すりみ製造、水産かん詰製造等)を明記して、業種ごとに区分又は別葉にするとともに、別紙３及び９「汚水等の処理の方法」についても、当該業種ごとに汚水処理の方法が異なる場合には、それぞれ区分又は別葉にしてください。

(ｴ)　政令別表第１の 74 号施設(特定事業場から排出される水の処理施設)の設置、構造等の変更届出については、排水処理の対象となるすべての事業場の操業系統図及びすべての事業場の汚水関連総体を明記した汚水処理系統図を添付してください。

（２）　氏名等変更届(法第 10 条)の記載要領「様式第５」

届出者は、変更後の者を記載してください。

個人営業のときは事業主、法人のときは法人名、代表者の役職名・氏名及び住所を記載してください。

なお、公選制の知事及び市町村長のように公知の事実に係るものについては、提出の必要はありません。

（３）　特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届(第 10 条)の記載要領「様式第６」

この届出は、事業場の特定施設の一部を廃止した場合、建て替えなどですべての特定施設を廃止した場合、事業場自体を廃止した場合のいずれにも必要です。

なお、特定施設の一部を廃止し、水量、排水系統などが変わる場合には、着工の 60 日前までに特定施設の構造等変更届を提出し、特定施設の廃止後 30 日以内に使用廃止届を提出する必要があります。

特定施設の種類の欄には、政令別表第１(p. 12)の廃止した特定施設等に該当する施設番号及びその名称を記載してください。

また、特定事業場に同じ種類の特定施設が複数ある場合は、別紙１「特定施設の構造」又は別紙７「有害物質使用特定施設の構造」に記載されている施設番号もあわせて記載し、廃止する施設の事業場内での設置位置を示す配置図を添付してください。

（４）　承継届(法第 11 条)の記載要領「様式第７」

特定施設等の譲り受け又は借り受けし、前届出者の地位を承継した者が届出者となります。

特定施設の種類の欄には、政令別表第１(p. 12)の番号及びその名称を記載してください。

なお、承継に当たっては、前届出者が過去に提出した届出書の控えを確認の上、承継する施設について、すべて記入してください。

第６　公害防止管理者制度

１　公害防止管理者制度の目的

特定工場内に、公害防止に関する専門的知識及び技能を有する公害防止管理者等からなる人的組織の設置を義務づけることにより、事業者の公害防止体制の整備を図ることを目的として、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」（公害防止組織法）が制定されています。

２　特定工場とは

公害防止組織法において公害防止組織の設置（公害防止管理者の選任）が義務づけられている工場を「特定工場」といいます。

対象となる工場は、事業内容が、

ア　製造業（物品の加工業を含む。）
イ　電気供給業
ウ　ガス供給業
エ　熱供給業

のいずれかに属している工場で、一定の規模要件を満たしているものです。

３　対象施設(水質汚濁防止法関係)

対象となる施設は、水質汚濁防止法施行令別表第１（以下単に「別表第１」という。）(p.12)の第２号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の３、第64号、第65号から第66号の２まで、第71号の５及び第71号の６に掲げる施設（ただし、第62号施設で鉱山保安法第２条第２項の鉱山に設置されるものを除く。）のいずれかを設置されている工場で、次の要件のいずれかに該当するものです。

ア　公害防止組織法施行令別表第１に掲げる施設のいずれかが設置されている工場で排出水を排出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させているもの。（排出水量の多少は問いません。）
イ　アに掲げる工場以外の工場で１日当たりの平均的な排出水の量が1,000m³以上のもの。

公害防止組織法施行令別表第１

別表第１の号番号	要 件
19	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る
22	六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る
23の２	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る
24	ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る
26	カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る
27	水質汚濁防止法施行令第２条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る
28	塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る
29	―
31	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る

32	トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る
33	塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレートの製造の用に供するものに限る。
34	テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る
35	2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。
37	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸(カドミウム化合物を触媒として製造するものに限る。)、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料(硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。)、高級アルコール(一分子を構成する炭素の原子の数が6個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、キシレン(ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。
38の2	―
41	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る
43	―
46	有害物質若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る
47	水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る
48	ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る
50	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る
51	トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る
53	硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研摩洗浄の用に供するもの限る
58	ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る
61	コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る
62	銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る

63	液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る
63 の３	－
64	コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る
65	クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る
66	カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る
66 の２	－
71 の５	－
71 の６	－

４　公害防止管理者等の選任、届出等

特定工場を設置している事業者（以下「特定事業者」という。）は、次の公害防止管理者等の選任を行い、知事に届出を行わなければなりません。

なお、知事の権限に属する届出受理等の事務の一部については、公害防止組織法第 14 条の規定により、次表のとおり市町村長に委任されています。

なお、届出をしない、若しくは虚偽の届出をした場合に対し、罰則が規定されています。

事務の委任

委任事務の区分	委任市町村名
全ての事務	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、北斗市、鹿追町
騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場に係る事務	当該施設が設置されている市町村

（１）　公害防止管理者等の種類について

①　公害防止統括者

工場の公害防止に関する業務を統括・管理する役割を担います。工場長等の職責にある方が適任で、資格は不要です。

常時使用する従業員の数が 21 人以上の場合は、必ず選任し、届出を行わなければなりません。

公害防止統括者の業務（水質汚濁防止法関係）

○　汚水等排出施設の使用の方法の監視並びに汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること

○　特定工場からの排出水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定及び記録に関すること

○　水質汚濁防止法第 14 条の２第１項に規定する特定施設についての事故時の措置及び排出水に係る緊急時の措置に関すること

② 公害防止管理者

特定工場の公害防止対策の技術的事項を専門に分掌するもので、施設区分ごとの有資格者が必要となります。

有害物質の排出の有無及び工場の規模に応じて更に４分類され、施設の区分ごとにそれぞれ必要な公害防止管理者を選任し、届出を行わなければなりません。

公害防止管理者の業務（水質汚濁防止法関係）

公害防止統括者の業務のうち、次の技術的事項

○ 使用する原材料の検査
○ 汚水等排出施設の点検
○ 汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修
○ 排出水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定の実施及びその結果の記録
○ 測定機器の点検及び補修
○ 特定施設についての事故時における応急の措置の実施
○ 排出水に係る緊急時における排出水の量の減少その他の必要な措置の実施

施設の区分別公害防止管理者の種類及び資格者の種類（水質汚濁防止法関係）

施設の区分	公害防止管理者の種類	資格者の種類
公害防止組織法施行令（以下「令」という。）第７条第２項第１号に掲げる汚水等排出施設（水質汚濁防止法に規定する有害物質を排出するおそれのある汚水等排出施設）で排出水量が１日当たり10,000m³以上の工場に設置されるもの	水質関係第１種公害防止管理者	水質関係第１種有資格者
令７条第２項第１号に掲げる汚水等排出施設（水質汚濁防止法に規定する有害物質を排出するおそれのある汚水等排出施設）で排出水量が１日当たり10,000m³未満の工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されるもの	水質関係第２種公害防止管理者	水質関係第１種有資格者 水質関係第２種有資格者
令７条第２項第２号に掲げる汚水等排出施設（BOD･SS等のいわゆる生活環境項目が問題となる汚水等排出施設）で排出水量が１日当たり10,000m³以上の工場に設置されるもの	水質関係第３種公害防止管理者	水質関係第１種有資格者 水質関係第３種有資格者
令７条第２項第２号に掲げる汚水等排出施設（BOD･SS等のいわゆる生活環境項目が問題となる汚水等排出施設）で排出水量が１日当たり10,000m³未満の工場に設置されるもの （注：令７条第２項第１号に掲げる汚水等排出施設が設置されていない工場で排出水量が１日当たり1,000m³未満のものは、法の対象とはなりません。）	水質関係第４種公害防止管理者	水質関係第１種有資格者 水質関係第２種有資格者 水質関係第３種有資格者 水質関係第４種有資格者

③　公害防止主任管理者

公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する役割を担い、一定の有資格者(公害防止主任管理者有資格者又は大気関係第１種若しくは第３種公害防止管理者であって、かつ水質関係第１種若しくは第３種有資格者である者)が必要となります。

公害防止主任管理者の選任と届出が必要となる工場は、排出ガス量が 40,000m^3 以上で、かつ、排出水量が 10,000m^3 以上のものが該当します。

ただし、当該工場においてばい煙並びに汚水及び廃液の処理を確実に行うことができるものとして、ばい煙発生施設に係る公害防止管理者と当該ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程に設置されている汚水等排出施設に係る公害防止管理者の選任につき同一人を選任する場合、又は、ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程と汚水等排出施設から排出される汚水若しくは廃液の処理工程が互いに独立している場合は除きます。

④　代理者

特定事業者は、公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を行う者を選任し、届出を行わなければなりません。

代理者の資格、選任の方法、時期、業務等は、公害防止管理者等に準じます。

（２）　公害防止組織の体系について

特定工場において設置が義務づけられている公害防止管理者等の組織の体系(例)は次のとおりです。

公害防止統括者(工場長) 代理者(副工場長)	公害防止主任統括者(有資格者) 代理者(有資格者)	公害防止管理者(有資格者) 代理者(有資格者)

（３）　選任について

特定事業者は、公害防止管理者、公害防止主任管理者を選任すべき事由が発生した日から 60 日以内に一定の有資格者の中から選任し、公害防止統括者については、30 日以内に選任しなければなりません。

（４）　届出について

特定事業者は、公害防止管理者等を選任した日から 30 日以内に、知事(事務委任されている市町村にあってはその長)に届出を行わなければなりません。

届出は届出書の正本にその写しを１通添えて、地域を所管している各振興局(事務委任されている市町村にあってはその市町村役場)に提出してください。

なお、選任、届出のフローは次のとおりです。

○　公害防止管理者等の選任、届出について

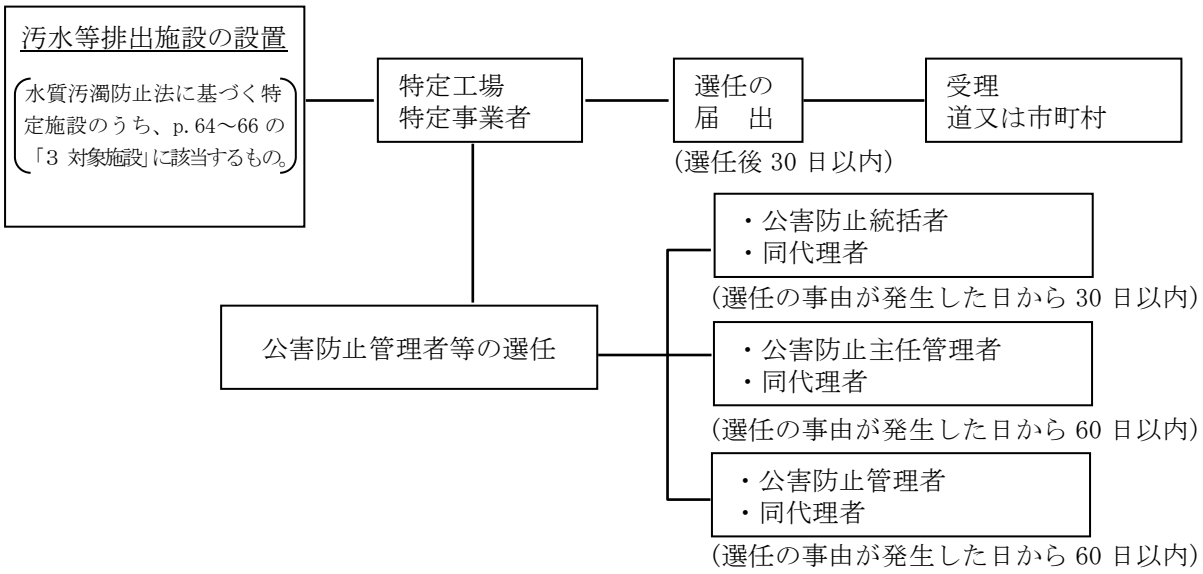

５　行政権限

（１）　公害防止管理者等の解任命令

知事(事務委任市町村長)は、公害防止管理者等が公害防止組織法等の公害関係法令に違反したときは、特定事業者に対して、これらの者の解任を命令できます。

（２）　立入検査等

知事(事務委任市町村長)は、公害防止組織法の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、公害防止管理者等の職務の実施状況の報告を求め、又は特定工場に立ち入り、書類等を検査できます。

６　公害防止管理者等の資格取得の方法

公害防止管理者等の資格取得方法は、次のとおりです。。

（１）　国家試験の受験

毎年 1 回行われる国家試験を受験して資格を取得する。（公害防止管理者国家試験の受験には、学歴、年齢、性別及び実務経験等の制限はありません。）

（２）　資格認定講習の受講

技術資格又は学歴及び実務経験のある方が書類審査を経て一定の講習を受講し、有資格者となる。

なお、詳しくは「一般社団法人 産業環境管理協会」のホームページ(http://www.jemai.or.jp/)などで確認してください。